

令和元年度 包括外部監査報告書

地球温暖化対策や廃棄物対策等の
環境問題に関する事務の執行について

令和2年1月

三重県包括外部監査人

弁護士 早川 忠宏

目 次

第1 はじめに

- 1 本報告書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 省略用語例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 意見と指摘・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 包括外部監査について

- 1 包括外部監査契約に基づく報告・・・・・・・・・・ 4
- 2 外部監査の対象とした事件（事業）・・・・・・・・ 4
- 3 外部監査を実施する者・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 外部監査を実施した期間・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 外部監査の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 外部監査人の姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 外部監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3 環境生活部の所管事項の概要

- 1 地球温暖化対策の推進について・・・・・・・・・・ 7
- 2 大気・水環境の保全について・・・・・・・・・・ 9
- 3 廃棄物総合対策の推進について・・・・・・・・・・ 12
- 4 産業廃棄物の監視・指導状況について・・・・・・・・ 14
- 5 産業廃棄物の不適正処理事案への対応について・・ 17

第4 監査の対象とした事業の概要と同事業に関する監査の結果

I 地球温暖化対策の推進

- I-1 環境経営促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- I-2 環境行動促進事業費・・・・・・・・・・・・・・ 22
- I-3 環境学習情報センター運営費・・・・・・・・・・ 24
- I-4 環境影響・公害審査事業費・・・・・・・・・・ 26
- I-5 地球温暖化対策普及事業費・・・・・・・・・・ 28
- I-6 低炭素社会づくり推進事業・・・・・・・・・・ 30

II 大気・水環境の保全

- II-1 工場・事業場大気規制・・・・・・・・・・・・ 33
- II-2 騒音、振動、悪臭等対策・・・・・・・・・・・・ 37

Ⅱ－3	大気テレメータ維持管理費	39
Ⅱ－4	アスベスト飛散対策事業	41
Ⅱ－5	ダイオキシン類等環境調査事業	42
Ⅱ－6	自動車NOx等対策推進事業	44
Ⅱ－7	工場・事業場排水規制	46
Ⅱ－8	河川等公共用水域水質監視	48
Ⅱ－9	伊勢湾行動計画推進事業費	51
Ⅱ－10	土壌汚染対策推進事業費	53
Ⅱ－11	地盤沈下対策	54
Ⅱ－12	温泉法施行	56
Ⅱ－13	水道事業等指導事業	57
Ⅱ－14	生活基盤施設耐震化等補助	61
Ⅱ－15	特定建築物維持管理指導事業	62
Ⅱ－16	生活排水総合対策指導事業費	64
Ⅱ－17	浄化槽設置促進事業補助	65
Ⅲ 廃棄物総合対策の推進		
Ⅲ－1	「ごみゼロ社会」実現推進事業	67
Ⅲ－2	認定リサイクル製品普及等事業	70
Ⅲ－3	災害廃棄物適正処理促進事業	71
Ⅲ－4	産業廃棄物適正処理推進事業費	74
Ⅲ－5	PCB廃棄物適正管理推進事業	78
Ⅲ－6	産業廃棄物処理責任の徹底促進事業	81
Ⅲ－7	産業廃棄物適正管理推進事業	83
Ⅲ－8	地域循環高度化促進事業	84
Ⅳ 産業廃棄物の監視・指導状況		
Ⅳ－1	産業廃棄物監視指導事業	86
Ⅳ－2	不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業	89
Ⅴ 産業廃棄物の不適正処理事案への対応		
Ⅴ－1	環境修復事業費	93
Ⅵ 監査結果のまとめ		
		105
第5	その他	118

第1 はじめに

1 本報告書の構成

平成31年4月1日包括外部監査人が、三重県との間で締結した包括外部監査契約（法第252条の27第2項）の第9条によれば、監査の結果に関する報告は、①監査を実施した期間、②監査の対象とした事件名及びその概要、③監査の結果、④その他必要と認める事項、を内容としなければならないとされている。

従って、本報告書は、第2に①の監査を実施した期間を含む包括外部監査に関して報告が必要な事項を記載し、第3に②の監査の対象とした事件を所管する環境生活部の所管事項の概要を記載し、第4に②の監査の対象とした事件名及びその概要と、③の監査の結果を記載し、第5に④のその他報告が必要と認められる事項を記載する。

2 省略用語例

本文中使用している法令等の略称例は、次の通りである。

略 称	正 式 名 称
法	地方自治法
地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策の推進に関する法律
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3 意見と指摘

監査の結果については、通常使われている「意見」と「指摘」という用語を用いて、評価することとする。

すなわち、監査の結果、効率性、経済性の観点から問題がある点については、「意見」として改善を検討することを求め、法令や要綱等、遵守すべき規範に従っていない事項及び法令等に違反していないものの、効率性、経済性に著しく反している事項については、「指摘」として、速やかに改善することを求める。

第2 包括外部監査について

1 包括外部監査契約に基づく報告

法第 252 条の 27 は、外部監査契約について、包括外部監査契約と個別外部監査契約の 2 種類について定めているところ、本報告は、包括外部監査契約に基づく報告である。

すなわち、本報告は、地方公共団体が法第 2 条第 14 項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）及び第 15 項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない）の趣旨を達成するために締結する契約（包括外部監査契約）に従って、監査人が行う報告である。

2 外部監査の対象とした事件（事業）

(1) 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、前記法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされている（法第 252 条の 37 第 1 項）。

(2) 上記法第 252 条の 37 第 1 項に従い、本年度は、地球温暖化対策や廃棄物対策等の環境問題に関する事務の執行を監査の対象とした。

地球温暖化の問題に関しては、近時、地球温暖化が原因と思われる多くの異常気象が発生し、同異常気象がもたらす想定外の災害が頻発し、その対策は急務であるといわれている。

また廃棄物対策のうち、一般廃棄物処理の問題は、ゴミが電気を生む夢のリサイクルとして期待され 2002 年に運転を開始した、ごみ固形燃料（RDF）発電所が、2019 年 9 月発電を終了し、また産業廃棄物の問題は、不法投棄等の不適正処理事案について、現在、国の財政的支援を受け、行政代執行により生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでいるところであり、いずれも県民の関心は大きいものと思われる。

ところが、これらの対策の効果は、短期間では成果が上がらないものも多く、担当課の取り組みが十分なされているか否かを確認することは容易ではないため、外部監査の対象とする必要があると考えた。

(3) なお、監査の対象とした事件（事業）は、包括外部監査人及び同補助者らいずれにとっても、法第 252 条の 29 の規定する利害関係のある事件では

ない。

3 外部監査を実施する者

(1) 包括外部監査人

包括外部監査人は、法第 252 条の 28 第 1 項及び第 2 項の要件を備えた者の中から、下記の者が選任された。

記

早川 忠宏 弁護士

(2) 包括外部監査人補助者（法第 252 条の 32）

上記外部監査人は、あらかじめ監査委員と協議し、監査の事務を補助させるため、令和元年 5 月下旬の者を選任した。

記

石川 友裕	弁護士
大塚 耕二	弁護士
大西 研一	弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士
寺井 渉	弁護士・税理士
古川 有樹	公認会計士・税理士

4 外部監査を実施した期間

(1) 包括外部監査人が三重県と契約した包括外部監査契約第 3 条により、本契約の期間の始期（法第 252 条の 36 第 5 項）は、平成 31 年 4 月 1 日であり、同契約の期間の終期（法第 252 条の 36 第 7 項）は、会計年度の末日（令和 2 年 3 月 31 日）とされている。

(2) 包括外部監査人が、外部監査を実施した期間は、上記監査契約の期間内において、上記補助者に補助をさせて、実地監査を行い、外部監査人と同補助者間の協議を経て、監査報告の作成をした令和元年 5 月から令和 2 年 1 月までである。

5 外部監査の留意事項

法第 252 条の 37 第 2 項によれば、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、・・・当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が、前記法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に意を用いなければならない」とされている。

さらに、法第2条第16項（地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。）は、法令遵守を当然の前提としている点及び外部監査人の資格要件規定（法第252条の28第1項）が、弁護士、公認会計士等としている趣旨を考慮し、効率性・経済性に加え、法令遵守の観点についても、特に意を用いた。

6 外部監査人の姿勢

外部監査人は、「常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない」（法第252条の31第2項）とされている。監査における中立公正さは当然のことであるが、特に上記規定が設けられていることからすると、外部監査人には、公正不偏の態度に対する疑いが生じるような言動をとることがないように常に心がけて監査することが求められていると考えられる。従って、その点にも留意して監査を行った。

7 外部監査の方法

包括外部監査人は、同監査への県の職員等の協力義務（法第252条の33）や関係人への調査権（法第252条の38第1項）等を活用する等して、「外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を行う」とされている（法第252条の31第1項）。

そこで、外部監査人は、総務部総務課担当者を通じて、監査対象部の所管事項の概要の説明を受けたうえ、各施策を達成するための各事業については、担当者から説明を受けるとともに関係する記録を閲覧し、外部監査契約の本旨に従い、誠実に監査を行った。

第3 環境生活部の所管事項の概要

1 地球温暖化対策の推進について

(1) 現状（概要）

平成27(2015)年12月に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、温室効果ガス削減のための新たな国際枠組として「パリ協定」が採択され、平成28(2016)年11月に発効し、国際社会は、脱炭素社会に向けて大きく舵を切った。

県では、「三重県地球温暖化対策実行計画(平成24年3月)」を策定し、令和2(2020)年度における県域の温室効果ガス排出量を、基準年度である平成2(1990)年度比で10%削減することとしており、「三重県地球温暖化対策推進条例(平成26年4月施行)」に基づき、温室効果ガスの排出を削減する「緩和」の取組を総合的に推進している。

さらに、平成30年12月1日に気候変動適応法が施行されたことを受け、気候変動影響に対する「適応」の理解を深めるための普及啓発に取り組んでいる。

三重県域からの温室効果ガス排出量(森林吸収量除く)は、基準年度である平成2(1990)年度以降、平成19(2007)年度には基準年度比17.5%増となったが、その後減少に転じ、直近の確定値である平成28(2016)年度には、基準年度比1.5%増となっている。また、排出量の94%を占める二酸化炭素で見ると、排出割合が最も多い産業部門では、基準年度比4.1%減と削減が進んでいるが、民生業務その他部門(オフィス、店舗等)と民生家庭部門については、排出割合が低いものの、それぞれ基準年度比80.4%、5.4%の増となっており、一層の削減取組が必要となっている。

(2) 課題

温室効果ガスの排出を削減する「緩和」の取組の促進には、県民、事業者等さまざまな主体が自ら率先して削減に努めるよう、環境行動の定着につながる取組が重要である。

また、世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、真夏日の年間日数の増加や作物への影響等が現れてきており、気候変動影響と「適応」に関する理解を促進するため、普及啓発が一層必要となってきた。

地球温暖化対策としての「緩和」と「適応」の推進は、多様な主体との連携や協創により、息の長い活動として展開していく必要があり、地域と一体となった取組を促進していく必要がある。

(3) 今後の取組方向

ア 温室効果ガス排出削減の取組の推進

(7) 事業者の取組の促進

産業部門や民生業務その他部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画書制度や小規模事業所向けの環境マネジメントシステムであるM-E M Sの普及等により、事業者の温室効果ガス排出削減に向けた自主的な取組を促進する。

(4) 県民の取組の促進

民生家庭部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動を支援するとともに、地球温暖化防止活動推進センター、環境学習情報センター、市町、学校等さまざまな主体と連携し、環境講座等を通じた環境教育や、環境フェアでの普及啓発により、省エネ等の取組を促進する。

(9) 県庁の取組

省エネ・節電の取組として、一斉消灯を行うライトダウンやクールビズ等を率先して実行するとともに、県内事業者等にもこれらの取組への参加を呼びかける。

イ 多様な主体との連携や協創による低炭素社会づくりの推進

(7) 地域と連携した低炭素社会づくりの推進

電気自動車等を活用した低炭素社会づくり等の取組を県内各地に広げるため、市町と県で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を活用し、電気自動車等の普及や、家庭や事業所におけるLED照明等の導入による省エネ等の取組を促進する。

(4) 事業者、県民との協創の取組

三重県バス協会や県内事業者と連携した「みえエコ通勤デー」の取組により、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促し、二酸化炭素の排出削減につなげる。

ウ 気候変動影響への「適応」に関する取組の推進

三重県気候変動適応センター（平成31年4月1日、（一財）三重県環境保全事業団開設）を拠点として、本県における気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集、分析等を進めるとともに、県民や事業者等の理解を深めるため、さまざまな気候変動影響や気候変動適応に関する最新情報を提供する。

2 大気・水環境の保全について

(1) 大気環境について

ア 現状

大気環境の状況を把握するため、四日市市と連携し県内 33 か所に測定局を設け、24 時間連続測定を行っている。

平成 30 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質および PM 2.5（微小粒子状物質）について、すべての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況である。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準が達成されていない。

県北部では、大気汚染防止法の総量規制地域（四日市市、朝日町、川越町）等と自動車 NO_x・PM 法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）が指定されている。その対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素等は 7 年連続で環境基準を達成する見込みである。

イ 課題

PM2.5 や光化学オキシダントの予報等発令について、平成 30 年度は光化学スモッグの注意報を 1 回、予報を 3 回行った。光化学オキシダントは、全国的にも環境基準の達成が困難な状況である。

二酸化窒素は、すべての測定局で環境基準を達成しているが、総量規制地域内の数値は他地域に比べて依然として高い状況である。今後とも総排出量の増加について注視していく必要がある。

自動車 NO_x・PM 法対策については、令和 2 年度までに対策地域において環境基準を確保することを目標とした基本方針[※]が国から示されている。これまでのところ測定局での環境基準は達成している状況だが、地域全体でも確保するため、今後も二酸化窒素等の総量削減状況を確認していく必要がある。

※基本方針：自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月閣議決定）

ウ 今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、PM2.5 や光化学オキシダントの濃度が上昇した際は、予報等発令するなど迅速な情報提供に努める。

また、工場・事業場へは法令遵守の徹底と光化学オキシダントの主

原因物質の削減指導を行う。

自動車NO_x・PM法対策については、国の基本方針の達成に向けて、対策地域内のモニタリングを行い、環境基準が確保できない場合、その対応を検討する。

(2) 水環境について

ア 現状

(7) 公共用水域の状況

平成 29 年 6 月に県が策定した第 8 次水質総量削減計画等に基づき、排水対策に取り組んでいる。県内の河川（47 河川 62 水域）および海域（4 海域 8 水域）における水質の常時監視の結果、平成 30 年度の河川（BOD）、海域（COD）における環境基準達成率は、それぞれ 93.5%（58 水域/62 水域）および 25%（2 水域/8 水域）であった。

(i) 生活排水処理の状況

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めた結果、平成 29 年度末の生活排水処理施設の整備率は 84.4%となった。本県では、浄化槽による整備率が 25.2%（平成 29 年度末）と、全国平均の 9.2%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っている。

(ii) 海岸漂着物問題に対する取組

平成 24 年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物対策を進めている。伊勢湾内に漂着するごみは、三重県に限らず伊勢湾流域圏全体から発生している。このことから、東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾流域圏全体でこの問題に取り組むことが合意され、海岸漂着物対策検討会を設置（平成 24 年 4 月）した。同検討会において、関係機関が協力し、海岸漂着物問題の周知啓発、環境団体等との連携および流域圏での発生抑制対策を推進している。

また、海岸漂着物対策に係る国の補助金を活用し、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を行うとともに、市町等が実施する事業に対し補助をしている。

イ 課題

(7) 伊勢湾等公共用水域の水質保全

河川における環境基準達成率（BOD）は、平成 17 年度以降 90%以上

で推移しており改善傾向にある。一方、海域の中でも特に閉鎖性水域である伊勢湾（愛知県を含む）の環境基準達成率（COD）は、近年 40～60%で推移しており、依然として貧酸素水塊が広範囲で発生していることから、引き続き、水環境改善の取組を進めていく必要がある。

(i) 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備は着実に進展しているが、その整備率は全国平均の 90.9%（平成 29 年度末）と比べると依然として低い状況（84.4%）にあり、生活排水処理未普及人口の解消が課題となっている。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいない。

(ii) 海岸漂着物の発生抑制等

海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を行っているが、海岸漂着物対策をより促進していくためには、行政だけでなく NPO や民間団体等多様な主体が連携して、内陸域を含めた広域的な発生抑制対策を推進することが重要である。

ウ 今後の取組方向

(7) 伊勢湾等公共用水域の水質保全

第 8 次水質総量削減計画において、新たにきれいで豊かな海という観点が取り入れられている。科学的な見地からの各種調査・研究を進めるとともに、陸域からの汚濁負荷の削減のほか、藻場・干潟の保全・再生など、関係部局と連携した総合的な水環境改善対策を進めていく。

(i) 生活排水処理施設の整備等

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係各部や市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取り便槽については、県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進していく。

(ii) 海岸漂着物対策の推進

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助制度を活用して県内の海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進していく。

また、三重県、愛知県、岐阜県は、環境省が行う複数県での海岸漂着物発生抑制対策のモデル地域に唯一選定されていることから、東海三県一

市で構成する検討会の枠組みを最大限活用しながら、実態把握手法の検討や効果的な発生抑制対策についての検討を進めていく。

3 廃棄物総合対策の推進について

(1) 現状

ア 一般廃棄物

県内の一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」や「最終処分量」は、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により減少傾向にある。一方、「資源化率」は、全国より高い水準を維持しているが、小売店や古紙回収業者による資源回収量の増大に伴い、減少傾向にある。

イ 産業廃棄物

県内の産業廃棄物の「排出量」や「最終処分量」は、事業活動の影響を受けることもあり、平成30年度は前年度に比べ増加している。なお、「再生利用率」は、ほぼ横ばいの状況が続いている。

<廃棄物の排出量等>

年度		実績値					目標値
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (速報値)	R2年度
一般 廃棄物	1人1日あたりのごみ排出量 (g)	976	959	950	943	943	936
	資源化率 (%)	29.7	28.5	27.4	27.3	26.6	33.3
	最終処分量 (千 t)	38	36	21	22	21	30
産業 廃棄物	排出量 (千 t)	8,601	8,626	8,225	8,282	8,365	7,920
	再生利用率 (%)	43.2	42.8	43.7	45.1	44.5	43.6
	最終処分量 (千 t)	269	273	265	278	310	234

(注) 「目標値」欄は、「三重県廃棄物処理計画」の目標値

(2) 課題

さまざまな主体による3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進められ、最終処分量の削減や再生利用の取組が進んだ。持続可能な循環型社会の構築に向け、今後は、レアメタルなどの枯渇性資源の回収や食品廃棄物等の発生抑制、さらには、地域で廃棄物を資源として最適な規模で循環させる地域循環圏の形成を促進するなど、循環の質に着目した取組を進めていく必要がある。

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理件数については、増加傾向にあり、行為者が不明な不法投棄事案も散見される。このため、今後も厳正な監視・指導とともに、排出事業者責任の徹底や処理状況の透明化などを進めていく必要がある。

(3) 取組方向

三重県廃棄物処理計画（計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）において、廃棄物対策として以下の 3 つの取組方向（ア ごみゼロ社会の実現、イ 産業廃棄物の 3R の推進、ウ 廃棄物処理の安全・安心の確保）を定めており、計画の進捗状況については、三重県廃棄物施策推進会議（構成：学識者、事業者、市町、廃棄物関係団体等）において点検評価を行い、的確に計画内容を推進している。

ア ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されるよう取り組んでいる。

引き続き、市町等と連携し一般廃棄物の 3R 等を促進するとともに、三重とこわか大会（第 21 回全国障害者スポーツ大会）に向けた小型家電リサイクルの取組や食品廃棄物等の削減に向けた実態調査を実施する。

イ 産業廃棄物の 3R の推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、資源やエネルギー源として、一層有効活用されるよう取り組んでいる。

引き続き、各種リサイクル法等の的確な運用や事業者の 3R の取組について支援を行うとともに、食品廃棄物の畜産飼料化に向けた関係者との連携や使用済みプラスチックの地域循環を進めていくための実態調査を実施する。

ウ 廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されるよう取り組んでいる。

引き続き、産業廃棄物の不適正処理行為について厳正な監視・指導により不適正処理の未然防止や早期改善対応を行うとともに、有害なポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理や適正保管の指導、さらには、より一層の適正処理を推進するため、施行後 10 年を経過した「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の見直しについて検討を進め

る。

また、産業廃棄物の不適正処理等により生活環境保全上の支障等が生じた4事案（桑名市五反田事案、四日市市内山事案、四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案）について行政代執行による環境修復対策を着実に実施するとともに、災害廃棄物対策の実効性を高めるため、近年の災害事例等をふまえた「三重県災害廃棄物処理計画」の見直しや災害廃棄物処理に精通した人材育成を行う。

4 産業廃棄物の監視・指導状況について

(1) 現状

平成30年度における産業廃棄物に関する監視件数は、3,788件で、これらに係る行政指導の件数が1,718件、文書発出数が152件、廃棄物処理法に基づく行政処分である改善命令が1件、事業停止命令が7事業者11件、業許可取消が4事業者4件、施設使用停止命令が2事業者3件であった。

不法投棄の確認件数については、近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約72%、発生量で約99%を占めている。

なかでも、平成27年度と平成28年度には1,000トンを超える大規模不法投棄事案が発生した。

県では、監視・指導を強化して、行為者が特定できた事案に対しては、全て撤去等の改善に向けた作業に着手させている。

表1 監視指導状況の推移（地域機関環境室分を含む。）

単位：件

区分	年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	延べ監視件数	5,083	4,651	3,710	3,990	3,788
行政指導・処分	指導件数	2,246	2,735	1,931	2,021	1,718
	文書発出数	163	205	269	303	152
	改善命令	0	3	0	0	1
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	3	3	15	14	11
	業許可取消	0	1	5	3	4
	施設使用停止命令	0	0	9	12	3
	施設許可取消	0	0	2	0	0
	告発	0	0	3	0	0

表2 新たに確認された不法投棄事案の推移

単位：件（数量トン）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
確認事案数	19 (493)	31 (6,811)	41 (2,290)	48 (467)	41 (316)
うち建設系廃棄物等	13 (449)	20 (6,790)	27 (2,272)	39 (421)	30 (303)
未撤去数（H31.3末）	1 (0)	6 (35)	11 (1,985)	10 (26)	26 (153)

※数量トンについては、把握できたもののみ集計

(2) 課題および取組方向

ア 悪質な事案への対応

(7) 監視・指導体制

悪質な事案に対応するため、平成5年度から警察官を配置することにより監視・指導体制を強化し、現在、地域指導班および広域指導班の2班20名体制（警察からの出向者4名、警察官OB6名を含む。）で監視・指導を行っている。

特に悪質な事案に対しては、警察や関係機関と連携しながら対応するなど、事態の早期是正や悪化防止を図っている。

また、法に違反するおそれのある事業者に対しては、行政処分を視野に入れながら厳格な指導を行っており、違反行為を把握した場合には、速やかに改善命令や事業許可の停止・取消し等の行政処分を行うなど、

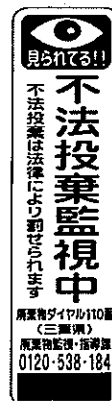
厳正に対処している。

(イ) スカイパトロール・資機材の活用による広域的な監視の実施

通常の監視活動では発見が困難な事案に対応するため、防災ヘリや県警ヘリによる広域的な監視（スカイパトロール、平成 30 年度 2 回）を実施するほか、「不法投棄監視カメラ」を活用し、間隙のない監視活動を行っている。

また、平成 29 年度に配備した無人航空機ドローンによる廃棄物測量システムを用いて、不法投棄現場等において定期的に廃棄物の増減量を測定し、不法投棄の状況を正確に把握することにより、事業者への的確な指導に繋げている（平成 30 年度測量回数 46 回）。

さらに、平成 30 年度からは不法投棄が発生しやすい山間部等に不法投棄禁止や不法投棄発見時の通報先等を記載した電柱広告を設置することで、不法投棄の未然防止に繋げている（100 か所に設置）。



(ロ) 民間警備会社への委託による監視の実施

土・日・祝日や早朝にも絶え間なく監視するため、民間警備会社への業務委託により、把握済みの不法投棄現場等の定期監視や新たな不法投棄・野外焼却への監視パトロールを実施している。平成 30 年度は計 3,569 件

の監視活動を行い、新たに4件の不法投棄等の発見につながった。
引き続き、民間警備会社を活用し、間隙のない監視活動を行う。

イ 関係機関等と連携した取組

(ア) 民間企業・団体等、市町との連携

不法投棄等不適正処理を根絶するためには、早期発見・早期是正が不可欠であることから、県内で広範囲に活動している森林組合や民間企業・団体など21事業者等と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、不法投棄等の情報提供を受けている。

そのほか、地域でパトロール等を行う自主活動団体等さまざまな主体と連携し、不法投棄等不適正処理の早期発見につなげている。

また、市町と連携した迅速な初動対応による廃棄物の適正処理を確保するため、市町職員が産業廃棄物に係る現場への立入が行えるよう、県内全市町と協定を締結しており、担当職員に対して立入検査員証を交付している。

(イ) 県民等からの情報提供

不法投棄等不適正処理の早期発見には県民等からの情報提供が重要となることから、「廃棄物ダイヤル110番」、「廃棄物FAX110番」、「廃棄物メール110番」による通報制度を設けている。

また、テレビやFM放送を活用して情報提供を呼びかけ、寄せられた情報については迅速に対応している。

引き続き、こうしたマスメディアを活用した広報・啓発活動に加え、全国ごみ不法投棄防止監視ウィーク活動の実施、民間企業・団体等や市町職員を対象とした講習会を開催するなどして「不法投棄を許さない社会づくり」を進める。

(ウ) 近隣縣市等との合同路上監視

広域にわたる事案に対応するために、近隣縣市等（愛知県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、奈良県、名古屋市、中部地方環境事務所）と連携した県境における合同路上監視を実施している（平成30年度は6縣市等と計5回実施）。

5 産業廃棄物の不適正処理事案への対応について

(1) 経緯等

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理により、生活環境保全上の支障

等が生じた場合、廃棄物処理法の規定により、原因者に対し、必要な限度において是正措置を命じ、その措置が講じられない場合、行政代執行により支障等を除去することができる。

本県においては、産業廃棄物が不法投棄された「桑名市五反田事案」について、平成13年に行政代執行に着手した。その後、過去に不適正処理が行われた事案について「安全性確認調査」を実施し、調査の結果、生活環境保全上の支障等が認められた「四日市市内山事案」について、平成19年に行政代執行に着手し、「四日市市大矢知・平津事案」について、平成24年に行政代執行に着手した。

また、平成25年には「桑名市源十郎新田事案」の行政代執行に着手した。

現在、これらの4事案について、国の財政的支援を受け、行政代執行により、生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでいる。

(2) 行政代執行に係る国の支援制度

平成10年6月以前の不適正処理事案に係る行政代執行については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下「産廃特措法」という。)」に基づき実施計画を策定し、国の同意を得ることにより、財政的支援が得られる。

同法は、平成15年6月から平成24年度までの10年間の時限立法として施行され、平成24年8月の改正により10年間延長され、その期限は令和4年度末までとなっている。

産 廃 特 措 法 の 概 要

平成10年6月16日以前に発生した不法投棄等の支障を除去するため、都道府県等が対策工事を行う場合、令和4年度末までの間、国が支援措置を講じる。(事業費の9割を起債対象とし、うち5割が特別交付税措置により措置される。)

事業費		
起債充当額(90%)		
一般財源 10%	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%

(3) 4事案についての取組および今後の対応

現在、行政代執行を行っている4事案については、令和4年度末まで

に全ての対策を完了できるよう、計画的に事業を推進している。

なお、事業の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有する。

また、引き続き排出事業者等への責任追及を進めるとともに、原因者への費用求償を粘り強く行っていく。

第4 監査の対象とした事業の概要と同事業に関する監査の結果

I 地球温暖化対策の推進

I-1 環境経営促進事業

(1) 目的

環境と経済が両立する持続可能な循環型社会に向け、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）やグリーン購入などの普及拡大を図ることにより、県内事業者の自主的な環境経営の取組みを促進し、温室効果ガスの削減を図る。

(2) 事業内容

ア 三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム導入事業

M-EMS 審査員の審査水準の維持向上を目的とした研修会を年 6 回開催し、環境法令に関する知見や審査時における注意点等の情報共有をした。

事業所等に対して、環境経営の意義やM-EMS制度、認証取得効果等についての説明会を県内各所で年 10 回開催するとともに、中小事業所に対する個別の働きかけや大規模事業所、商工団体及び業界団体等を訪問して関連企業等に対する普及啓発の依頼を行う。

イ グリーン購入事業

東海三県一市の広域連携で「グリーン購入」啓発チラシを作成し配布した。事業団体・行政が協働で消費者に対して「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」（平成 31 年 1 月 11 日～2 月 10 日）と銘打ち、グリーン購入商品の懸賞応募を実施した。当期間中に、県独自で県内ショッピングセンターにおいて啓発イベントを実施した。

(3) 根拠法令等

地球温暖化対策推進法

三重県地球温暖化対策推進条例

三重県地球温暖化対策実行計画

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	7,183 千円	5,195 千円	5,106 千円
決算額	7,107 千円	5,056 千円	5,058 千円

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

I-2 環境行動促進事業費

(1) 目的

地球温暖化防止活動推進センターを拠点に地球温暖化防止活動推進員の協力を得て、普及啓発活動を進める。「キッズ ISO14000 プログラム」を実施することにより、県内の多様な主体が展開する環境保全活動を活性化し、家庭部門における温室効果ガスの排出削減等、低炭素社会に向けた取組みや環境保全活動をさらに広げることをめざす。

(2) 事業内容

ア 地球温暖化防止活動推進員支援事業

県は、地球温暖化対策推進法第 23 条第 1 項に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱する。温室効果ガスの排出量の伸びが著しい家庭部門における排出量を削減するため、三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点にした地球温暖化防止活動推進員による出前講座やイベント等の啓発活動を通じて、家庭における自主的な取組みを促進する。

イ キッズ ISO14000 プログラム事業

学校・企業・行政の連携により、家庭における省エネ活動やごみ削減の取組みを通じて小学校児童の環境への関心を高めることをめざす。その際、県は、学校と企業のマッチングなど事業のコーディネートを担当する。平成 30 年度においては、企業 8 社の協力を得て 7 市町、11 校で実施した。

(3) 根拠法令等

地球温暖化対策推進法

三重県地球温暖化対策推進条例

三重県地球温暖化対策実行計画

三重県環境基本計画

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	6,414 千円	5,163 千円	4,985 千円
決算額	6,111 千円	5,129 千円	4,980 千円

(5) 監査結果

1 地球温暖化防止活動推進員の委嘱手続について【意見】

三重県では、地球温暖化問題に対する理解を深め、省エネ・節電やエコドライブ等、家庭からの温室効果ガス排出削減の取組みについて普及啓発を行う「三重県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱している。同推進員の要件として、三重県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱は以下のとおり規定している。

- ③三重県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- ⑥県内に居住している者
- ⑦年齢満 18 歳以上の者
- ⑧県民等と協調・協力して活動できる者

平成 30 年度において、同 31 年度の推進員推薦のための面接の結果、高齢であること、スケジュール管理に問題があること及び緊急時の連絡に問題があることを総合的に勘案して、委嘱が適切でない判断された者がいた。これらの理由をもって、上記要件に該当しないといえるか明らかではなく、同要綱に基づいた委嘱がなされたか明らかではない。推進員としての活動が適切ではないと思われる者について、要件を満たさないとするのであれば、上記③ないし⑧に加えて、例えば包括的な条項を入れるなどして要綱に明記すべきである。

I-3 環境学習情報センター運営費

(1) 目的

「持続可能な社会」をつくるためには、地域に暮らす多様な主体が自らの生活と私たちの暮らす地域社会にある自然環境の荒廃、地域活力の低下、少子高齢化等のさまざまな問題とのつながりに気づき、行動を変えていく必要がある。こうした「持続可能な社会づくり」を考えるうえで、環境問題への取組みは重要であって、県民一人ひとりが環境に関する正しい理解と知識を深め、県民全てが環境に配慮した行動を主体的に実践することができるようにするため、環境学習情報センターを拠点として、環境講座や環境保全に関するイベント等を開催し、普及啓発を進めるとともに、指導者の要請や情報提供等を行う。

(2) 事業内容

平成 20 年度から指定管理者制度を導入し、県民に開かれた環境学習の拠点として各種環境講座、社会見学の受入れ、指導者養成講座、イベント開催及び環境情報発信等を行っており、企業やボランティア団体等との連携のもと利用拡大に努める。平成 30 年度の環境教育参加者数は 34,101 人、うち児童・生徒を対象としたものは 10,254 人、指導者養成を目的とした講座参加者数は 2,049 人であった。

(3) 根拠法令等

三重県環境学習情報センター条例
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
地球温暖化対策推進法
三重県地球温暖化対策推進条例

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	39,952 千円	40,041 千円	39,983 千円
決算額	39,906 千円	40,003 千円	39,968 千円

(5) 監査結果

2 決裁文書の代決の運用について【意見】

「環境学習情報センターで開催する講座「夏のエコフェア 2018」の報

道資料提供について」と題した決裁文書について、決裁者である課長の承認印が押されていなかった。三重県事務決裁及び委任規則第8条1項によると、決裁者が課長の場合、代決者は班長とされており班長の承認印は押されていた。

もともと、同規則第9条によると、事案の内容が重要であると認められるとき等は代決することができないと定められている。当該決裁文書においては、代決の過程が不明確であって、問題なく代決することができる事案であったか否か、文書上で検討してから代決をなすべきである。

I-4 環境影響・公害審査事業費

(1) 目的

大規模な開発事業や工作物の新設等は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価法及び三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度を運用し、事業者が行う環境影響評価に対し、県民、市町長及び知事が環境保全の見地から意見を述べることで、事業者の環境配慮を実現させ、環境負荷をできる限り低減することを目的とする。県が実施する開発事業等については、「三重県環境調整システム」に基づき、その事業に係る計画等の策定段階から全庁的に審議・検討を行い、環境への負荷を低減することを目的とする。

公害紛争に関しては、公害事前審査制度の活用を通して、工場等の新設・増設に伴う公害の未然防止を図るほか、公害紛争処理制度を活用し、紛争の迅速・適正な解決を図る。

(2) 事業内容

事業者が作成する計画段階環境配慮書並びに環境影響評価方法書及び準備書について、法・条例に基づく手続き等の指導を行うとともに、三重県環境影響評価委員会に諮問し、その答申に基づき、環境保全の見地から知事意見を述べ、環境保全について適正な配慮がなされるよう取り組むとともに、事業者から提出のあった事後調査結果について、その内容を公表する。平成30年度において、環境影響評価法及び三重県環境影響評価条例に基づき、事業者が作成した計画段階環境配慮書2件、環境影響評価準備書2件及び簡易的環境影響評価書3件について、知事意見を述べた。さらに、事業実施中の環境影響評価対象事業については、条例に基づき事業者から県に提出された事後調査報告書により、予測・評価結果との適合状況やその後講じられた保全対策等を確認するとともに、事後調査報告書を公開した。

県が実施する開発事業等については、三重県環境調整システムにより、計画等の策定段階から全庁的に環境への配慮や適切な対応を調整し、審議・検討した結果等を公開する。平成30年度は同システムにより、7件の事業について調整を行った。

公害紛争に関しては、公害紛争処理制度による調停等により、迅速・適正な解決を図る。平成30年度において、調停等の申請はなかった。

- (3) 根拠法令等
環境影響評価法
三重県環境影響評価条例
公害紛争処理法
三重県公害事前審査会条例
三重県公害審査会条例
三重県環境調整システム推進要綱

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	1,092 千円	901 千円	994 千円
決算額	623 千円	526 千円	730 千円

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

I-5 地球温暖化対策普及事業費

(1) 目的

地球温暖化対策を着実に進めるため、「三重県地球温暖化対策実行計画（平成24年3月）」や「三重県地球温暖化対策推進条例（平成26年4月施行）」に基づき、県民や事業者等あらゆる主体が温室効果ガスの排出削減に向けて主体的に取り組むよう、啓発等により各主体における排出量の削減に向けた取組みを促進する。

(2) 事業内容

ア 地球温暖化対策推進事業

「みえエコ通勤デー」において、エコパ取得者数を増加させるため、イベント等での普及啓発活動や主なバス路線沿線に立地する企業や自治体を訪問したり、地域情報誌への広告掲載等を行ったりした。県における気候変動及びそれに対する適応策について、現在の取組み状況を調査し、小冊子「三重県気候変動影響レポート2018」として取りまとめた。

イ フロン対策推進事業

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく適正なフロンの充填と回収を進めるため、充填回収業者の登録、指導等を行う。第一種特定製品の適正な管理を促進するため、ホームページ等でフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の周知を行うとともに、県有施設の管理者向けに法定点検等に関する説明会を開催した。

ウ 地球温暖化対策実行計画推進事業

三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会を2回開催し、計画の進行管理を行う。さらに、三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、大規模事業所に対し、地球温暖化対策計画書の提出及び温室効果ガスの排出実績等の報告を求めた。

(3) 根拠法令等

地球温暖化対策推進法

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

三重県地球温暖化対策推進条例

三重県地球温暖化対策実行計画

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	4,090 千円	2,948 千円	2,773 千円
決算額	4,109 千円	1,798 千円	2,146 千円

(5) 監査結果

3 決裁文書の代決の運用について【意見】

「地球温暖化対策計画書制度における対象業者あての意見募集について」と題した決裁文書について、決裁者である課長の承認印が押されていなかった。上記 3(5)において述べたのと同様、三重県事務決裁及び委任規則第 8 条 1 項によると、決裁者が課長の場合、代決者は班長とされており班長の承認印は押されていた。

もっとも、同規則第 9 条によると、事案の内容が重要であると認められるとき等は代決することができないと定められている。当該決裁文書においては、代決の過程が不明確であって、問題なく代決することができる事案であったか否か、文書上で検討してから代決をなすべきである。

I-6 低炭素社会づくり推進事業

(1) 目的

市町とともに進める「低炭素なまちづくりネットワーク会議」等を活用し、先進事例を学び情報交換を行うことで、具体的な低炭素なまちづくりの取組みを進める。事業所における省エネ実践のため、エネルギー消費量が多いと考えられる事業所を対象にセミナーを開催し、省エネに関する情報提供、民間企業等の省エネの優良事例共有、省エネに関する補助金メニューの紹介等を行う。

(2) 事業内容

市町等の地域とともに、低炭素な取組みについて先進事例を学び関係する団体等と情報交換を行うため「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を3回開催し、県内や全国の先進事例やさまざまな国等の支援策の紹介などを行う。

みえ環境フェア2018「COOL CHOICE(=賢い選択)未来のためにいま選ぼう」に出展し、家庭向け省エネ普及に係るパネル展示、カーボン・オフセット商品の展示、地球温暖化について考えるアニメ「地球との約束」「私たちの未来」の上映会のほか、自宅で使用している白熱電球を2個以上持参した県民に対して、LED電球1個との無償交換を実施し、LEDの普及と家庭での省エネ行動の拡大を図る。

市町と連携し、家庭や事業所の省エネ普及に関するセミナーを開催するとともに、市町等が実施するイベントにおいて、EVや省エネ住宅等の普及啓発を実施した。

地域庁舎(桑名、伊勢、尾鷲)に電気自動車用急速充電器を設置し、EV、PHVなどの公用車の利便性を高めるとともに、来庁者へのサービス向上と次世代自動車の普及啓発を図る。

霞ヶ浦地区環境行動推進協議会(KIEP'S)や四日市港温室効果ガス削減推進協議会に参画し、地球温暖化対策に関する情報提供を行うなど、企業等と連携して温室効果ガス排出削減に取り組む。

(3) 根拠法令

地球温暖化対策推進法

三重県地球温暖化対策推進条例

三重県地球温暖化対策実行計画

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	1, 131 千円	1, 455 千円	5, 522 千円
決算額	1, 031 千円	913 千円	4, 703 千円

(5) 監査結果

4 二重の業務委託契約の締結について【指摘】

a 電気自動車充電設備設置事業については、県と業務受託社であるA社との間で、充電設備の設置についての業務委託契約が締結されていた。

同業務委託契約では、定期メンテナンスについても、A社の受託業務の対象とされており、これらを含むサービス提供について、A社に対して委託料を支払うこととされていた。

b 他方、県は、上記aとは別に、B社との間で定期メンテナンスについての業務委託契約を締結し、同社に対し、業務委託料を支払うこととしていた。

このように、一見すると、定期メンテナンスについては、県がA社とB社の2社との間で二重に契約を締結した状態になっていた。

c 県に確認を行ったところ、定期メンテナンスについての業務委託料については、A社からB社に対して支払がなされており、県からB社に対しては支払を行っていないため、問題は生じていないとの回答があった。

d しかしながら、上記aのとおり、県とA社との間で定期メンテナンスを含む業務委託契約が締結されている以上、定期メンテナンスについては、A社とB社との間で業務委託契約を締結すべきであった。

上記bのとおり、県とB社との間でも業務委託契約を締結してしまうと、県が、B社との関係で、本来A社が負うべき業務委託契約上の責任を負うこととなってしまいかねない。

また、業務委託契約書上、再委託については、特別の必要がある場合に限り行うことができるとされており、かつ、再委託契約の締結に際しては、一定の手続を履践しなければならないとされている。上記bの処理を行うことは、こうした業務委託契約書上の再委託を制限する規定の潜脱になりかねない。

これらの点において、上記bの処理は妥当性を欠くものであるため、

指摘事項とした。

Ⅱ 大気・水環境の保全

Ⅱ－１ 工場・事業場大気規制

(1) 目的

大気汚染防止法及び三重県生活環境の保全に関する条例の規制対象工場・事業場が条例の趣旨を理解し、排出基準等を遵守している状態をめざす。

(2) 事業内容

ア 立入検査等

県には、平成 30 年 3 月末現在、大気汚染防止法の規制対象となる工場・事業場として、1473 工場・事業場に 4124 ばい煙発生施設、244 工場・事業場に 1688 一般粉じん発生施設、40 工場に 150 の揮発性有機化合物(VOC) 排出施設が設置されている。また、三重県生活環境の保全に関する条例により、大気汚染防止法の規制対象外の施設（指定施設）及び有害物質の規制として、四日市市地域について一定規模以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、ばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しており、平成 30 年 3 月末現在、県が管轄する工場・事業場でばい煙に係る指定施設が 562 工場・事業場に 3927 施設、粉じんに係る指定施設が 721 工場・事業場に 3927 施設あり、炭化水素系物質に係る指定施設（貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するための規制の対象とする施設）16 工場・事業場に 309 施設ある。

これら施設を設置する工場・事業場において、排出基準の遵守等状況を監視するために、立入検査を行うとともに、必要に応じて改善指導を行う事業である。

立入検査について、大気・水環境課大気環境班において、毎年度、「大気関係立入検査実施要領」を定めて計画的に実施しており、平成 30 年度では延べ 523 工場・事業場に立入検査を実施した。

イ 規制事務

光化学スモッグ注意報等の発令に緊急の措置が速やかに実施させるよう、桑名地域、大安地域、四日市地域、鈴鹿地域の 4 地域について、光化学大気汚染予測システムを用いた予測を各地域別に行い、当日早朝に予測状況を市町や緊急時協力工場等の関係機関に提供する事業等である。

ウ 有害大気汚染物質対策

大気汚染防止法第 18 条の 39 に基づき、有害大気汚染物質（継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となる物質）のうち、水銀及びその化合物、ベンゼン等の 21 物質について、四日市市と連携して県内 7 地点（県対応は 4 地点）で月 1 回の測定・分析を行うとともに、調査結果を県のホームページ等で公開し、県民への情報提供を行う事業である。

(3) 根拠法令等

大気汚染防止法

三重県生活環境の保全に関する条例

三重県大気汚染緊急時対策実施要綱

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	9,396 千円	9,887 千円	9,565 千円
決算額	8,742 千円	8,987 千円	8,734 千円

(5) 監査結果

5 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について
【意見】

大気汚染防止法第 26 条等に基づく工場・事業場への立入検査の報告には、「大気立入検査結果報告書」と題する用紙が、水質汚濁防止法第 22 条に基づく工場・事業場への立入検査の報告には、「水質立入検査結果報告書」と題する用紙が、それぞれあらかじめひな形として作成されている。

この「大気立入検査結果報告書」には、A 立入（検体採取を行う立入調査）・B 立入（A 立入以外の立入調査で、多くは書類検査等が行われる。）の別、検査実施者、工場・事業場の概要（工場・事業場名、所在地、立入時の操業状態、業種等）、施設の状況（施設の名称等、設置年月日、常用・非常用の区別・規模、排ガス量、燃料種類、届出内容との整合性等）、処理施設の状況（ばい煙の処理方法、届出内容との整合性等）、検体採取、測定結果（数値のほか、調査年月日、分析機関名等、採取場所、測定結果・測定回数・記録保存の適不適等）、総量排出規制

(日時及び排出量、適不適)、公害防止管理者等の選任(氏名)、環境管理体制の状況(確認・聞き取りする内容)等について、詳細な項目が記載され、それぞれチェック欄、記載欄があらかじめ設けられている。

「水質立入検査結果報告書」も同様に、A立入・B立入の別、検査実施者、工場・事業場の概要(工場・事業場名、所在地、放流先公共用水域名や立入時の操業状態、有害物質使用特定施設の有無等)、特定施設の状況(特定施設の種類、施設の確認状況、届出内容等との整合不整合、指示事項の有無)、排水処理の状況(排水量、排水処理の方法、施設の確認状況、届出内容等との整合不整合、指示事項の有無)、検体採取(採水場所、採水時間、分析項目)、濃度規制(水質汚濁防止法第14条第1項で規定される自主測定の測定回数、記録の保存の有無、測定機関、測定値)、総量規制(同法同条で規定される自主測定の測定回数、記録の保存の有無、汚濁負荷量測定手法届出、測定機関、届出の測定方法・現状の測定方法、測定値等)等について詳細な項目が記載され、それぞれチェック欄、記載欄があらかじめ設けられている。

これらの報告書の用紙は、立入検査の現場では実際の現場を確認しつつ記載することに用いられ、また、立入検査の結果の報告に用いられている。

なお、報告にあたっては、記載欄での記載では足りない異常や指示事項等については、別途、(ひな形によらない)報告書が作成されている。

本監査において、これら「大気立入検査結果報告書」「水質立入検査結果報告書」を閲覧したところ、「大気立入検査結果報告書」には、測定結果の適合・不適合等の記載項目について、チェック欄の記載がないものがあり、また、「水質立入検査結果報告書」には操業状態、異常の有無、排水処理の方法、記録の保存の有無、測定機関等の記載項目について、チェック欄の記載や記載欄の記載がないものが散見された。

「大気立入検査結果報告書」や「水質立入検査結果報告書」のチェック欄の記載や記載欄の記載がないと、当該項目については異常や従来からの変更等の特記すべき事項がなかったから記載をしなかったのか、それとも、立入検査時の担当者の不在や時間的制約等の理由により当該項目を確認しなかったことが理由で記載をしなかったのかが、後日になってみれば、判然としないこととなる。

「大気立入検査結果報告書」や「水質立入検査結果報告書」を、単なる現場でのメモではなく「報告書」として用いる以上、記載漏れがないように努めるとともに、確認ができなかった項目については、空欄のままにし

ておくのではなく、確認していない旨の記載をするべきである。

6 立入検査マニュアルの策定について【意見】

立入検査マニュアルについては、環境省が、「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き（平成 18 年 4 月）」「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き（平成 20 年 7 月）」「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き（建築物等の解体等現場）（平成 26 年 7 月）」を作成、配布している。

しかし、県では、水質汚濁防止法・大気汚染防止法に基づく立入検査の際の、マニュアルを作成していない。

担当者の説明では、マニュアルは策定していないものの、立入検査をベテラン職員と若手職員の 2 名体制で行うことによりベテラン職員の経験的知見を若手職員に継承したり、立入検査に関する研修を充実させたり、立入検査の際に用いる立入検査結果報告書のひな型の内容を充実させたり、保健環境研究所が作成する採水の手引きを利用したりして、立入検査の実効性を図っているとのことであった。

しかし、立入検査マニュアルの策定は必須ではないかもしれないが、実効性の高い立入検査を行い、排水監視等の徹底を図り、さらには、組織として将来にわたってこれを維持し続けることに対し、有効なツールではあると考えられる。立入検査マニュアルを策定するにあたりベテラン職員の経験的知見を盛り込めば、より経験的知見が継承されやすくなるだろうし、立入検査マニュアルを研修の教材として利用することもできようし、立入検査マニュアルを活用することによって立入検査報告書のひな型記載の意味内容をより深く理解することができるとも考えられ、上記担当者の説明と立入検査マニュアルの策定の必要性とは矛盾しない。

環境省によれば、水質汚濁防止法に関する各自治体の立入検査関連マニュアルの策定状況は平成 17 年度で都道府県の約 7 割（水質汚濁防止法政令市が約 4 割）とのことであり、現在となっては、他県ではマニュアル策定が進んでいるものと考えられる。

従って、県でも、立入検査マニュアルの策定を検討すべきである。

Ⅱ－２ 騒音、振動、悪臭等対策

(1) 目的

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法および三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、事務を行う市町への助言や支援、県が直接事務を行う区域の届出事務や立ち入検査を通して事業者を指導するとともに、苦情の発生に対して適切に対応し、環境基準等が維持・達成され、県民にとって静穏で快適な生活環境が確保できる状態を目指す。

(2) 事業内容

ア 規制事務

騒音や振動に関して、工場・事業場及び建設工事の届出受理（36件）及び立入検査（41件）を行うとともに、騒音・振動事務を行う市町に対しては研修会を開始して技術的支援を行うとともに、計測機器の貸し出しを行った。

イ 自動車交通騒音対策

主要幹線道路沿道における自動車交通騒音の状況を調査・監視し、道路沿線における環境基準の達成状況を評価する事業である。今年度は県内2地点で騒音の測定を行い、面的評価を行った結果、環境基準適合率は95.1%であった。

環境基準を達成していない地域が存在するため、関係機関への情報提供等を行う等の対策を行うとともに、結果は県ホームページ等で公表している。

ウ 航空騒音対策

中部国際空港を利用する航空機等による騒音測定を実施し、環境基準への達成状況を評価する事業である。今年度は鳥羽市答志島において測定を実施しているが、測定の結果環境基準が満たされていることが確認された。

(3) 根拠法令等

騒音規制法

振動規制法

悪臭防止法

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
三重県生活環境の保全に関する条例

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	2,821 千円	2,402 千円	1,282 千円
決算額	2,185 千円	1,418 千円	1,139 千円

(5) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

Ⅱ－３ 大気テレメータ維持管理費

(1) 目的

環境総合監視システムにより大気環境基準の達成状況を把握するとともに、テレメータシステムにより排出ガスを多量に発生する固定発生源についても常時監視を行い、県民に速やかにデータ提供することで、安全・安心な生活環境が確保できる状態にする。

(2) 事業内容

県では、大気汚染防止法第 22 条に基づき、県内各所に設置した測定局から、環境及び発生源の各種データが、三重県環境総合監視システムのサーバーに収集されるようにしており、この収集されたデータは、三重県環境総合監視システムのクライアントで常時監視するとともに、速報値としてホームページに掲載するとともに、光化学スモッグ注意報発令時などの緊急時には、関係機関に速やかに通知、連絡し被害の未然防止を図る仕組みとしており、具体的には、次の事業を行っている。

ア 大気環境濃度の常時監視（測定局の維持）

測定局 33 局（一般環境測定局：県民が居住する地域の大気環境を調査するために設けられた測定局 25 局（県設置 18 局、四日市市設置 7 局）、自動車排出ガス測定局 8 局（県設置 4 局、四日市市設置 4 局））において、自動測定機器等の保守及び更新を行う事業、測定局において、7 物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、炭化水素、微小粒子状物質）について、大気汚染状況のモニタリングを行う事業である。また、上記測定局のほか、上層気象観測局（御在所）の維持管理も行っている。

イ 環境総合監視システムの維持（大気発生源の常時測定を含む。）

環境総合監視システムの協力工場である県内 14 事業所を大気発生源測定局とし、硫黄酸化物量、窒素酸化物量、燃料使用量の常時測定をおこなうとともに、これに必要なデータ収集サーバや操作端末機器の維持管理を行う事業である。

ウ 情報提供

県の大気環境状況のホームページにおいて、大気環境濃度（毎時）、工場事業場排出量、硫黄酸化物・窒素酸化物の排出量（毎時）の情報提

供を行い、光化学スモッグの発令状況、光化学スモッグ予測情報（北勢4地域）、PM2.5に関する情報の提供を行っている。

また、登録制で電子メールにて光化学スモッグの発令情報、予測情報（北勢地域・体制期間中（4月～9月））を配信している。

(3) 根拠法令等

大気汚染防止法

三重県生活環境の保全に関する条例

三重県大気汚染緊急時対策実施要綱

(4) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	115,793千円	108,107千円	102,958千円
決算額	109,999千円	102,010千円	99,635千円

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

Ⅱ－４ アスベスト飛散対策事業

(1) 目的

大気汚染防止法第2条第11号に規定される特定粉じん排出等作業について、同法第18条の15に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出から、建築物等の解体等に係る作業内容を事前に把握し、同法第18条の14に規定される特定粉じん排出等作業に係る規制基準の遵守に関する指導を行うとともに、同法第26条第1項の立入検査及び周辺環境調査を行うことにより、県民にとって安全・安心な生活環境が確保できる状態にする。

(1) 事業内容

特定粉じん（石綿（アスベスト））を発生・飛散させる原因となる建材が使用されている建築物の解体等を伴う建設工事については、届出や作業基準の遵守等が義務づけられおり、こうした作業基準の遵守状況等を確認するために、大気汚染防止法第26条第1項に基づく解体等現場への立入検査を行う事業である。

平成30年度は、117回の立入検査、現場で22検体の採取・分析が実施された。

(3) 根拠法令等

大気汚染防止法

(4) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	14,053千円	970千円	792千円
決算額	13,578千円	601千円	307千円

(5) 監査結果

7 立入検査マニュアルの策定について【意見】

上記Ⅱ－1工場・事業場大気規制における6の意見と共通する。

Ⅱ－５ ダイオキシン類等環境調査事業

(1) 目的

大気環境、水環境（水質、底質）、土壌関係及び発生源（排出ガス、排水）におけるダイオキシン類の実態を明らかにするとともに廃棄物焼却施設等の発生源に対し適正な管理を指導し、汚染の拡大を防止する。

また、化学物質排出把握管理促進法の趣旨に基づき、指定化学物質を取り扱う事業者が、有害化学物質の環境への排出量を把握し、適正な管理を行うことを目指す。

(2) 事業内容

ア ダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類の大気・河川・海域などにおける環境汚染状況の調査を行うとともに、規制工場等への立入検査を実施し、ダイオキシン類の排出状況の監視と指導を行っている。

平成 30 年度においては、大気環境 7 地点、水質 31 地点、底質 20 地点、地下水 5 地点、土壌 5 地点の調査を行っている。

イ 化学物質の適正管理

県は、指定化学物質を扱う事業者から化学物質の排出・移動量の自主特定結果の報告を受け、排出基準が順守されているか否かを確認し、報告内容を WEB ページで公開している。

また、化学物質排出把握管理促進法に基づく指定物質の排出量等の届出受付を行い、不備な届出に対し指導を行っている。

(3) 根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律
三重県生活環境の保全に関する条例

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	18,735 千円	13,001 千円	11,497 千円
決算額	15,563 千円	11,896 千円	10,665 千円

(5) 監査結果

8 ダイオキシン類の自主測定について【意見】

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者には、排出ガス、排出水中等のダイオキシン類濃度を年 1 回以上測定し、県に報告することが義務づけられている。

H29 に行われた自主測定においては、自主測定結果報告義務のある 157 施設のうち、148 施設から報告があった一方で、9 施設については報告が無かった。報告が無かった設置者の多くは、H28 年以前も同様に報告を怠っている施設であり、県は設置者に対して報告を行うよう指導を行っているものの、改善が見られない状況である。

未測定及び未報告の事業所に対しての特段の罰則等は無く、立入検査にて文書指導や報告徴収を行うことで対応しているとのことであるが、適正な自主測定と報告が行われるよう、このような指導をより徹底して行うとともに、報告義務が履行されるよう、より実効性のある対策を検討すべきである。

II-6 自動車 NOx 等対策推進事業

(1) 目的

自動車による大気汚染を改善するため、三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づき、各種施策を総合的に実施することで、窒素酸化物（NOx）および粒子状物質（PM）の排出量の削減を図り、対策地域内の大気環境基準が確保されることを目指す。また、オフロード自動車が適切に使用され、その排気ガスが排出基準を遵守している状態を目指す。

(2) 事業内容

ア 自動車 NOx・PM 総量削減計画関係

県は、自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の進捗状況を把握するため、道路沿道の環境基準の超過が予想される地点において窒素酸化物（NOx）および粒子状物質（PM）の排出量の測定を行い、計画の目標達成に向けた評価を行っている。

また、対策地域内で自動車 30 台以上を使用する事業者に対して、自動車使用管理計画等の作成を進めるとともに、事業者への立入調査を行い、自動車の使用・管理状況等について指導を行っている。

イ オフロード車規制関係

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）に基づき、オフロード車のうち排出基準違反の恐れがあるものについて、排気ガスを検査し、必要に応じて改善指導を行う。当該事業に係る事務が、本年度において国から移譲されるため、自動車排出ガス測定器などの必要機材の準備等を行っている。

(3) 根拠法令等

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NOx・PM 法）

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	5,746 千円	6,688 千円	5,709 千円
決算額	5,296 千円	5,509 千円	4,190 千円

(5) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

Ⅱ－７ 工場・事業場排水規制

(1) 目的

工場・事業場への立入検査等による監視・指導を実施し、公共用水域の水質汚濁を改善することにより、県内の河川、海域および地下水の環境基準達成率を向上させ、水環境の保全を図る。

(2) 事業内容

水質汚濁防止法では、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される排水について、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（有害物質）を含む排水を行う特定事業場と、1日の平均的な排水量が50 m³以上の事業場について、排水に対して規制がされている。

県では、平成30年3月末現在、政令市である四日市市を除き、7404の特定事業場があり、このうち961の事業場が規制の対象となっている。また、三重県生活環境の保全に関する条例により、鉄道業の用に供する車輛整備施設と家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設を指定施設とし、排水に対して規制を行っている。平成30年3月末現在、指定施設を設置する工場・事業場は4事業場で、このうち1事業場が規制対象となっている。

これらの特定事業場等において、排出基準の遵守状況等を監視するために、法令に基づき、立入検査を行うとともに、必要に応じて改善指導を行う事業である。

県では、毎年度、立入検査計画を定め、計画的に立入検査を実施しており、平成30年度ではA立入（検体採取を行う立入調査）194件、B立入（A立入以外の立入調査で、多くは書類検査等が行われる。）360件の立入検査が実施された。

(3) 根拠法令等

水質汚濁防止法

三重県生活環境の保全に関する条例

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	1,770 千円	1,742 千円	1,752 千円
決算額	1,566 千円	1,590 千円	1,309 千円

(5) 監査結果

9 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について
【意見】

上記Ⅱ-1 工場・事業場大気規制における5の意見と共通する。

10 立入検査マニュアルの策定について【意見】

上記Ⅱ-1 工場・事業場大気規制における6の意見と共通する。

Ⅱ－８ 河川等公共用水域水質監視

(1) 目的

公共用水域等の継続的な水質監視を行うことにより、県内の河川、海域および地下水の環境基準の達成状況や推移を把握し、その結果を水質改善のための必要な施策に反映させ、水環境の保全を図る。

(2) 事業内容

ア 公共用水域および地下水質の常時監視

水質汚濁防止法第 15 条、第 16 条、第 17 条に基づき、県内の公共用水域及び地下水の状況を把握するための水質測定計画を策定するとともに、測定計画に基づき水質測定を実施し、水質の汚濁の状況を公表する事業である。

平成 30 年度は、河川で 49 河川 89 地点、海域で 4 海域 27 地点、地下水 26 地点における水質測定を実施した。

イ 伊勢湾水質総量規制

第 8 次総量削減計画に基づき、発生負荷量管理等調査（伊勢湾に流入する汚濁負荷量の発生源別に経年的に把握するための調査）、伊勢湾広域総合水質調査（伊勢湾の水質及び底質の汚濁の実態を統一的な手法で調査することにより総合的な水質汚濁防止対策の効果を把握すること等を目的とした環境省委託調査）等を行う事業である。

ウ 川の健康診断

環境省が実施する全国水生生物調査の一環として、子どもを中心とした一般市民等の参加を得て水生生物調査を実施している。この調査を通じて、水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するとともに、環境問題への関心を高めることを目指している。

(3) 根拠法令等

水質汚濁防止法

環境基本法

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	26,058 千円	26,645 千円	28,515 千円
決算額	25,570 千円	26,164 千円	27,415 千円

(5) 監査結果

11 川の健康診断事業について〈1〉【意見】

県は、水生生物を指標とした河川水質マップを毎年作成している。この調査は主に小学生が中心となって身近な川に住む水生生物を調査し、その結果をもとに川の水質を判断するものであり、子どもたちが水質保全の大切さを学習する機会ともなっている。

H30 年度に調査に参加した団体は、県内各地の小学校など 25 団体で、調査地点数は 30 か所であった。平成 27 年は 53 団体/68 か所、平成 26 年は 68 団体/98 か所であり、参加する団体と調査地点数は減少傾向にある。

参加団体を募るにあたり、県は教育委員会宛に文書で案内を出しているものの、学校側に時間的な余裕がないことや、川で調査を行うことに対する安全性への懸念などから、参加に積極的な学校が減少しているとのことである。

環境保全のためには、県民の環境問題に対する意識を高めることが不可欠であるが、子どもの頃から身近な自然に触れ、その大切さを学習することは、意識向上という観点からは非常に有効であると考えられる。また、参加団体が増えれば、調査の結果もより充実したものになると考えられる。

調査時の安全性への配慮等はもちろん重要であるが、調査に参加する意義や効果などを説明していただき、より多くの子どもが調査に参加することを期待したい。

12 川の健康診断事業について〈2〉【意見】

河川水質マップは、各学校や市町村、国や県の関係機関などに合計で 1250 部が配布されているほか、県のウェブサイトにも掲載されている。

しかしながら、ウェブサイトには平成 27 年度版までしか掲載されておらず、それ以降はマップを作成しているものの掲載がされていなかった。水質調査について広く知ってもらおう観点からは、毎年継続してウェ

ウェブサイトへの掲載を行うことが望ましい。

13 伊勢湾におけるCODの環境基準達成率について【意見】

県では、環境大臣が定める総量削減基本方針（水質汚濁防止法第4条の2）に基づき、当該基本方針で定められる都道府県別の削減目標量を達成し、伊勢湾における化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量（指定項目）に係る水質の汚濁を防止するための総量削減計画を策定している（同法第4条の3）。

県の水質総量規制対象区域（指定地域）は、南西地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く21市町、総量規制対象事業場は、平成29年度末現在で、505事業場となっている。

現在は、平成31年度を目標年度とする第8次総量削減計画（平成29年6月）に従い、対策が進められているところである。

一方で、上記指定項目の環境基準の達成率の推移は、次の表のとおりである。全窒素及び全リンについては、ほぼ達成している状況にあるといえるものの、CODの環境基準達成率については低下傾向すらうかがわせる。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全窒素	100%	100%	100%	100%
全リン	83%	100%	83%	100%
COD	63%	63%	38%	25%
伊勢湾・COD(参考)	(69%)	(63%)	(44%)	(未公表)

県では、環境基準を達成、維持していくため、引き続き、工場・事業場の排水規制に係る指導監督を行うとともに、生活排水対策を推進し、閉鎖性海域である伊勢湾については、水質総量削減計画に基づく対策を実施していくとしている。そこで、当該計画における削減目標量達成のための方途として、下水道・浄化槽等・し尿処理施設の整備等の生活排水からの汚濁発生源対策、産業排水からの汚濁発生源対策、農地からの負荷削減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等の汚濁発生源対策、総合的な水環境改善対策を進める必要がある。

Ⅱ－9 伊勢湾行動計画推進事業費

(1) 目的

国と三県一市等で組織する伊勢湾再生推進会議において策定した「伊勢湾再生行動計画」を進めるとともに、海岸漂着物の発生抑制および回収の広域的な取組を三県一市の連携により実施し、伊勢湾の再生を実現する。

(2) 事業内容

ア 伊勢湾行動計画推進事業

県民の伊勢湾再生に関する関心、理解を深めるとともに、関係機関との連携や情報共有を図るため、伊勢湾総合対策協議会環境問題研究会などのイベント開催、ホームページの充実等による啓発活動を行っている。

イ 海岸漂着物地域対策推進事業

国の地域環境保全対策補助金を活用し、市町が自ら実施する海岸漂着物等の回収・処理経費を支援しているほか、県民参加の「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を通じて、海岸漂着物の回収を進めている。

また、海岸漂着物問題の啓発映像「その海岸ごみ、捨てたのはアナタカモ！」を製作し、東海三県の映画館で上映するとともに、インターネット動画サービスの活用も行っている。

(3) 根拠法令等

伊勢湾再生行動計画

三重県海岸漂着物処理推進計画

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額 (前年度からの繰り 越し予算額を含む)	170,789 千円	129,797 千円	55,683 千円
決算額 (前年度からの繰り 越し決算額を含む)	106,541 千円	60,664 千円	54,892 千円

(5) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

II-10 土壤汚染対策推進事業費

(1) 目的

土壤の特定有害物質による汚染された土地による人への健康被害を防止するための必要な措置の監視活動を行う。

(2) 事業内容

三重県生活環境の保全に関する条例により、土壤・地下水汚染の届け出のあった事案について、立入検査を実施し、汚染の拡散防止措置等について指導を行うとともに、届出事案の中で人の健康被害のおそれのある事案について、土壤汚染対策法で定められた調査命令の要否の判断をするための予備調査を行っている。

(3) 根拠法令等

土壤汚染対策法

三重県生活環境の保全に関する条例

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	437 千円	706 千円	510 千円
決算額	123 千円	231 千円	81 千円

(5) 監査結果

14 土壤汚染に関する情報公開について【意見】

県は、土壤汚染が発見された場合には、発見された旨や汚染の状況などをウェブサイト上で公開している。また、土壤汚染に対する対策が完了した際には完了した旨や実施した対策の内容を同様に公開している。

ところで、事業が完了した旨の報告記事には、「関連リンク」として土壤汚染発見時の記事へのリンクが貼られている。しかしながら、いくつかの事案について、当該リンクが無効となっており、発見時の記事が閲覧できない状態となっていた。

発見された汚染物質の量など、発見時の記事にしか記載されていない情報もあるため、情報公開の観点からは閲覧可能な状態とすることが望ましいと考える。

Ⅱ－１１ 地盤沈下対策

(1) 目的

揚水規制や対策事業等の各種施策を実施することにより、関係機関と連携した地盤沈下対策要綱に基づき、地盤沈下の防止を図る。

(2) 事業内容

工業用水法、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、地下水の過剰揚水を規制するほか、濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づき、次の地盤沈下の観測・調査を行う事業である。

- ・精密水準測量：愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として精密水準測量を実施し地盤の上下変動を測定する方法で、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握する。
- ・地下水位等観測調査：地下水位の低下の状況や地層別の収縮量（沈下量）を、観測井戸を設けて測定する。
- ・濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱推進事業として、地盤沈下状況把握調査、地下水採取量調査を行う。

(3) 根拠法令

工業用水法

濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

三重県生活環境の保全に関する条例

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	9,300 千円	10,542 千円	13,494 千円
決算額	9,116 千円	10,294 千円	13,215 千円

(5) 監査結果

15 指名競争入札という契約方法の選定について【指摘】

- 地盤沈下対策事業化北勢地域精密水準測量業務委託において、指名競争入札によって、業務委託先が選定されていた。
- 環境生活部では、環境生活部が発注する契約を、「物件関係契約」と、「建設工事等」に区分し、「建設工事等」のうち、建設工事については、三重県一般競争入札実施要綱に基づき、原則として全て

の建設工事について、一般競争入札に付しているものの（同要綱第2条）、「建設工事等」のうち建設工事以外の測量、調査、設計、製造については、全件・自動的に、指名競争入札とされている（なお、物品関係契約は、原則として一般競争入札に付されており、法施行令が定める場合に限り、指名競争入札又は随意契約が行われている。）。

ここにいう「建設工事等」とは、三重県建設工事執行規則第2条に規定する工事のことであり、具体的には、建設業法第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造をいい、「物件関係契約」とは、建設工事等以外の契約のことである。

しかしながら、法第234条第2項により、指名競争入札は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができ（随意契約又はせり売りも同様）のであり、政令では、①工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき、②その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき、③一般競争入札に付することが不利と認められるとき、と規定されている（法施行令第167条）。

従って、測量、調査、設計、製造について、全件・自動的に、指名競争入札という契約方法を選定するのは、適当でない。一つ一つの契約ごとに、法施行令第167条の場合に該当するかどうかを検討し、法及び同法施行令に合致する契約方法の選定をするべきである。

- c これと関連して、地盤沈下対策事業化北勢地域精密水準測量業務委託の執行伺いには、契約方法として、指名競争入札との記載はあるものの、「指名競争入札（測量）」と記載するのみで、指名競争入札をすることができる場合として法施行令第167条に規定される第何号に該当するのかの記載がされていなかった。

要件該当性を確認するためにも、指名競争入札の場合に該当する号番号を記載されなければならない。

II-12 温泉法施行

(1) 目的

温泉法の規制等に基づき、温泉資源を保護するとともに、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止する。また、温泉の利用の適正を図ることにより、県民の公共の福祉の増進に寄与する。

(2) 事業内容

温泉の保護等のために、温泉の掘削、増掘、動力装置の設置の許可申請に対し、三重県自然環境保全審議会の意見を聞き、許否を決定する事業、温泉の利用の適性を図るために、温泉の採取許可、可燃性天然ガスの濃度確認、温泉の公共的利用の許可、温泉成分分析者の登録を行う事業、温泉の実態を把握し、資源の枯渇、衰退を防止するための源泉への立入調査及び温泉利用の適性を図るための浴槽水質検査や温泉法に基づく掲示が適切に行われているかを監視するための温泉利用施設への立入検査等を行う事業である。

(3) 根拠法令等

温泉法

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	1,641 千円	1,398 千円	1,782 千円
決算額	1,530 千円	1,307 千円	1,493 千円

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

Ⅱ－１３ 水道事業等指導事業

(1) 目的

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道等の設置者に対して、施設の整備や維持管理、水質管理について指導を行い、安全・安心な水の安定供給を図る。

(2) 事業内容

水道法による水道には、水道事業（一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業で、給水人口が 100 人以下のものを除く。上水道事業（給水人口が 5001 人以上の事業）と簡易水道事業（給水人口が 101 人以上 5000 人以下の事業）に分類される。）、水道用水供給事業（水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業）、専用水道（寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道で 100 人を超える人にその居住に必要な水を供給するもの等）、簡易専用水道（水道のみを水源とし、有効容量が 10 m³ 超の受水槽を使用して水を供給する貯水槽水道）があるが、三重県小規模水道条例では、人の飲用に適する水として供給する施設で居住者 50 人以上に給水する等のものについても、規制対象としている。

水道事業等指導事業は、水道事業（給水人口が 5 万人を超えるものを除く。水道法第 46 条、同法施行令第 14 条）、専用水道、簡易専用水道及び小規模水道（市へ権限移譲がされたものを除く。）を対象に、事業認可や布設工事確認、立入検査等を通じて、水道事業者や専用水道等の設置者に対して指導監督を行う事業である。

(3) 根拠法令等

水道法

三重県小規模水道条例

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	9,137 千円	15,171 千円	3,655 千円
決算額	2,561 千円	11,556 千円	3,087 千円

(5) 監査結果

16 計画的な立入検査について【指摘】

水道法第39条及び三重県小規模水道条例16条に基づく水道立入検査については、県環境生活部により「水道立入検査要領」が定められている。

立入検査は、計画的に実施することとされており、具体的には、大気・水環境課長が、毎年度当初に「水道事業立入検査計画書」（様式第1）により実施計画を定めて、地域機関の関係室長等に通知し、地域機関の関係室長等が、管内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道について、立入検査の実施目標を定めるなどにより、計画的に実施することとされている（要領第4項）。

県認可の上水道事業及び簡易水道事業については、3か年で対象事業の検査が実施されるよう、「水道事業立入検査計画書」（様式第1）により、立入検査計画が策定され、計画的に立入検査が実施されていた。

しかしながら、専用水道、簡易専用水道及び小規模水道については、そもそも立入検査計画が策定されておらず、地域機関の関係室長等は立入検査の実施目標も定められてもいなかった。その結果、平成30年度には計画的な立入検査は1回も行われておらず、変更や苦情があったときにのみ立入検査が行われていた。

このような、専用水道、簡易専用水道及び小規模水道に対する立入検査の実施状況は、実施状況そのものの是非は措くとしても、少なくとも、「水道立入検査要領」には反している。

従って、専用水道、簡易専用水道及び小規模水道についても、要領で、計画的な立入検査を規定する以上は、実際に計画を定めて実施するべきである。

17 検査結果の報告徴収について【意見】

水道事業者、専用水道及び小規模水道の各設置者は、定期及び臨時の水質検査を行い、これに関する記録を作成し、保存しなければならないが、この水質検査は、自ら必要な検査施設を設けて行うか、あるいは登録を受けた水質検査機関に委託して行うこととされている（水道法第20条、同法第34条、三重県小規模水道条例第10条）。また、水道事業者、専用水道及び小規模水道の各設置者は、一定の業務従事者等について、定期及び臨時の健康診断を行い、これに関する記録を作成し、保存しなければならないこととされている（水道法第21条、同法第34条、三重県小規模水道条例第11条）。

県の水道事務取扱要領では、水質検査の結果の報告については、これ

が水質基準に関する省令に定める基準に適合しないときに、結果を報告することとされており（第 11、第 23、第 26）、健康診断の結果は、異常があった場合に報告することとされている（第 12、第 23、第 26）。

しかしながら、上記①の立入検査の状況をあわせみれば専用水道及び小規模水道については対応が事後対応に終始することになるが、水道の水質が人の健康に直結する可能性も否定できないと思われ、未然防止の対応が必要なのではないだろうか。また、異常があったときに設置者自らの報告を期待することも監視のあり方として、必ずしも十分ではないのではないだろうか。

他県の例では、例えば翌月に前月の水質検査結果書や健康診断の結果を報告させると要綱で規定するものもある。

従って、県は、上記 16 の「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しを検討すべきであると考えている。

簡易専用水道については、設置者は、当該簡易専用水道の管理について、定期的に、地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受けなければならない（水道法第 24 条の 2）こととされており、他県では検査機関が設置者の承諾を得て、検査結果を報告する（報告書の写しを提出する）と要綱で定める例もある。

しかし、県での「水道事務取扱要領」では、簡易専用水道については、設置、変更、承継、廃止の報告しか規定されておらず、仮に異常があったときの自主的な報告の規定もない（第 24、第 25）。

「水道事務取扱要領」については、この点もあわせて見直しを検討する必要があると考えている。

18 水道事業者に対する立入検査における行政指導について【意見】

立入検査において水道事業者に対して指導を行った場合、法令違反事項・その他指導事項に区分し、「水道立入検査結果通知書」という文書により通知するとともに、水道事業者による当該法令違反事項・その他指導事項に対する対応方針を文書により提出することを求めている。

平成 30 年度に実施された水道事業の立入検査 8 事業のうち、3 事業者について、前回の立入検査の際に改善指導した事項が、今回の立入検査まで改善がされておらず、今回の立入検査で再び指導をしたものがあった。

この再びの指導に至ったものには、前回の立入検査で改善指導を行い、

水道事業者がその指導に対する対応方針として改善する旨の回答をしていたのに、改善がされずそのまま放置されていたものも含まれていた。

改善指導した事項のうち、予算措置を伴うものについては、速やかに改善を行うことが難しく再度の指導に至る場合もあろうが、予算措置を伴わず、容易に改善しうるものについては、次回の検査まで待つことなく、実際に改善指導に従った改善がされたかどうかの確認を行い、改善がされないまま放置されないようにすることが望ましいあり方である。

Ⅱ－14 生活基盤施設耐震化等補助

(1) 目的

厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金では、県内の水道事業者等が行う水道施設の耐震化、老朽化対策、水道事業の広域化の取組に対する交付金を一括して県が受け入れ、県が各水道事業者等に対して補助金として交付する制度である。県は当該制度を活用することで、市町等を支援し、安全・安心な水の安定供給を図る。

(2) 事業内容

厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金の交付を受け、市町等及び三重県企業庁に対し、水道事業の耐震化の取組や老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するための補助金を交付する事業である。

(3) 根拠法令等

生活基盤耐震化等交付金交付要綱・取扱要綱

三重県生活基盤耐震化等補助金交付要綱ほか

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	一千円	685,955 千円	649,646 千円
決算額	989,144 千円	618,926 千円	649,396 千円

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

Ⅱ－15 特定建築物維持管理指導事業

(1) 目的

多数の者が使用・利用する特定建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項の確保および公衆衛生の向上と増進を図るための監視指導を行う。

また、建築物衛生管理登録事業者の指導育成を図る。

(2) 事業内容

ア 特定建築物（店舗、事務所、学校、旅館等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要な一定の用途、延べ面積等であるもの）の所有者等維持管理について権限を有する者は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定められる建築物環境衛生管理基準に従って、特定建築物の維持管理をしなければならないこととされているところ、特定建築物に対して立入検査を行い、建築物の衛生管理等の状況を確認・指導する事業である。

イ 建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者（清掃業、空気環境測定業、ねずみ昆虫等防除業など）について、一定物的、人的基準を満たしている場合、県知事の登録を受けることができるという制度が定められており、この登録を行った事業者（建築物衛生管理業登録事業者）に対して立入検査を行い、登録基準への適合状況を確認・指導する事業である。

(3) 根拠法令等

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	513 千円	578 千円	478 千円
決算額	309 千円	309 千円	319 千円

(5) 監査結果

19 報告徴収・立入検査の件数について【意見】

- a 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 11 条、同法施行規則第 21 条第 1 項には、県は、特定建築物所有者等から必要な報告を徴収し、特定建築物に立入検査を行うことができることとされている。
- b 厚生労働省の平成 29 年度衛生行政報告例（【生活衛生】第 3 表 特定建築物施設数・管理技術者選任建築物数・立入検査等回数；調査項目・調査件数－不適件数、都道府県－指定都市－中核市（再掲）別）によれば、三重県の特定建築物施設数（年度末現在）は、591 施設であり、平成 29 年度中の報告徴収の回数は 0、立入検査の回数は 23 回であった。

三重県の報告徴収、立入検査の回数を他の都道府県と比較すると、報告徴収と立入検査の回数の合計数（23 回）は全国 47 都道府県中 43 位であり、この合計数を年度末現在の特定建築物施設数で除した割合（0.0389）は、全国 47 都道府県中 44 位であり、全国平均（報告徴収 0.3920、立入検査 0.1936、合計 0.5856）と比較しても、かなり少ない部類に属するといえる。

- c 特定建築物に関する報告徴収、立入検査については、環境生活部において事務取扱要領が定められているものの、要綱では、報告徴収についての規定はなく、立入検査については、立入検査の際に確認すべき事項をひな形化して様式を定めた立入検査票を用いるべきことを定めるのみであり、報告徴収・立入検査を計画的に行うかどうかなどの報告徴収・立入検査の方針について部内でも定めたものはない。
- d 報告徴収・立入検査の回数が少ないからといって、ただちに特定建築物の衛生的な環境が確保されないというわけではないであろうが、報告徴収・立入検査は公衆衛生の向上の観点から重要な権限行使である。

従って、わが県における報告徴収・立入検査のあり方をあらためて関係部署と調整しつつ検討すべきであると考えます。

Ⅱ－１６ 生活排水総合対策指導事業費

(1) 目的

生活排水対策の総合的な推進のため、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき関係部局との連携の下、進捗管理を行い、地域の実状を踏まえた生活排水処理施設の整備の促進を図る。

また、浄化槽の適正な維持管理や管理体制の整備、業界関係者の育成・指導監督により公共用水域の水質保全を図る。

(2) 事業内容

生活排水対策の総合的な推進に係る市町への助言や情報提供を行うとともに、浄化槽管理士のスキルアップを図るため、浄化槽保守点検業者に対する技術講習会を津市と尾鷲市において開催している。また、啓発活動の一環として浄化槽に関する記事を新聞に掲載する等の取り組みも行っている。

(3) 根拠法令等

水質汚濁防止法

生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)

浄化槽法

三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

三重県浄化槽指導要綱

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	2,601 千円	1,943 千円	2,224 千円
決算額	1,561 千円	1,086 千円	1,198 千円

(5) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

Ⅱ－17 浄化槽設置促進事業補助

(1) 目的

下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について、設置者に補助を行う市町、及び公営事業として高度処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対し助成し生活排水処理施設の整備率向上を図る。

(2) 事業内容

ア 浄化槽設置促進事業補助金（個人設置型）

単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う設置者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付事業に対し県費補助（補助率 1/3 又は 1/4）を行っている。また、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う設置者に対し、市町が単独処理浄化槽の撤去費用又は配管費用を助成する場合、市町に対し県費補助を行っている。

イ 浄化槽市町整備促進事業補助金（市町整備型）

公営の事業として、高度処理型合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、起債の元金から地方交付税措置相当額を除いた額の 1/2 について県費補助を行っている。また、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う者に対し、市町が単独処理浄化槽の撤去費用又は配管費用を助成する場合、市町の交付額に対し県費補助を行っている。

ウ 特定地域生活排水処理施設整備促進事業補助金

国補事業の特定地域生活排水処理事業の採択を受けた事業において、一定額の交付を行っている。

(3) 根拠法令等

浄化槽設置促進事業実施要綱

浄化槽市町整備促進事業実施要綱

特定地域生活排水処理施設整備促進事業実施要綱ほか

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	167,055 千円	148,943 千円	125,787 千円
決算額	149,046 千円	128,826 千円	101,542 千円

(5) 監査結果

20 浄化槽に係る補助金について【意見】

県は、浄化槽の整備促進を図ることを目的として、高度な処理能力を有する浄化槽を設置する場合等に、各市町が交付する補助金等に対する県費補助を行っている。

ところで、県は次年度の予算調整のため、あらかじめ次年度の補助金の要望額を各市町に確認しており、各市町は次年度に設置が予想される浄化槽の数などを基に要望額を回答している。

しかしながら、実際に交付した補助金の額は、当初の要望額を大きく下回っている。H30 年度に関しては、当初予算の合計が 137,928 千円であったのに対して、確定額が 75,738 千円となっており、当初予算の約 55%にとどまっている。市町別にみると、実績額が所要額の半分に満たない市町も散見される。

県においても、当初の所要額調べの際に、依頼書に「昨年度、多額の不用額が発生している市町もあることから、（中略）真に必要な所要額を回答して下さい」と記載して注意喚起を行っているものの、例年多額の差額が生じている。

不足額が生じることを避けたいという各市町の立場は理解できるものの、他の事業への予算配分の影響も考えると、両者が大きく乖離している状況については望ましくないと考えられる。現状に即した回答を行うよう引き続き周知を行うとともに、指導の強化も必要であるとする。

Ⅲ 廃棄物総合対策の推進

Ⅲ-1 「ごみゼロ社会」実現推進事業

(1) 目的

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることを目指す。また、市町等が設置する一般廃棄物処理施設の円滑な整備および適正な維持管理を図るための助言・支援や循環型社会の形成に向けた地域計画の策定の支援等、廃棄物の適正処理を推進する。

三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、県有地および県管理地等に放置された自動車を迅速に撤去することにより、県内の環境美化の促進を図り、県民の快適な生活環境を確保する。

(2) 事業内容

ア 一般廃棄物適正処理推進事業

(7) 計画的な一般廃棄物処理施設の促進

一般廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、市町の3Rを推進する計画づくりについて、技術的な助言等を行うとともに、当該計画に位置づけられた一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、環境省に対する交付金事務(連絡調整を含む)を着実に行った。また、市町における一般廃棄物の処理状況について実態調査を実施し、市町の一般廃棄物の処理状況の把握・分析を行った。さらに、適正なごみ・し尿処理について市町と協議を進めるため、行政連絡会議で廃棄物に係る最新の動向等の情報共有を行うなど、市町等に技術的な助言を行った。

(1) ごみ減量普及啓発

持続可能な循環型社会の構築に向けて、環境に関するイベントや小学生の県庁見学等の機会に、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用し、ごみ減量についての普及啓発や子ども等を対象とした環境教育を推進するため、環境フェアなどのイベントの際に「ゼロ吉」を用いたごみ減量普及啓発活動を行った。

イ 放置自動車撤去推進事業

(7) 放置自動車の調査

河川敷、海岸、道路等の県有地(県管理地を含む)において、放置自

動車を発見した場合、管理担当部署において現場調査、警告書の貼付、自動車登録番号の照会等により所有車等の調査を実施し、自主撤去を促す取り組みを行った。

(イ) 三重県による撤去

調査を行っても所有車等が判明しない場合で、自動車登録番号標の滅失、警告書の貼付後 1 月以上の経過、自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損、滅失、または失われている場合は、14 日間の公示を経た上で、廃物認定を行い、管理担当部署は当該放置自動車に関する廃棄処分を行うこととされている。平成 30 年度は、新たに発見された放置自動車について、運輸支局等に所有車等の情報を照会するなどの取り組みを進めた。

(ロ) 自動車廃物認定委員会への意見聴取

廃物認定において判断が困難な場合、専門家(自動車査定士、大学教授、弁護士等)で構成する「自動車廃物認定委員会」に諮問し、意見聴取することとされているが、平成 30 年度の開催実績はなかった。

ウ ポスト R D F 事業

R D F 製造団体が R D F 焼却・発電事業から新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポスト R D F に向けて必要となる施設整備等に対して支援を行った。

(3) 根拠法令

廃棄物処理法

三重県生活環境の保全に関する条例

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	24,909 千円	12,570 千円	41,738 千円
決算額	17,368 千円	8,329 千円	39,648 千円

(5) 監査結果

21 参考書籍購入時の調達方式について【指摘】

平成 30 年度、廃棄物・リサイクル課において、業務処理に当たっての参考資料とするため、「浄化槽整備事業の手引き 2017」(税込価格 1 冊

7,020円)を合計11冊購入することを計画した。

ここで、県における物件等の調達については、公平・公正・透明性の確保と競争性の向上を図るため、三重県電子調達システムを使用して行うことが原則とされる。

もっとも、事務の簡素・効率化と地域事業者の育成を図るという観点から、一定額以下の案件については、「三重県少額物品・役務等調達基準」見積徴取等により行うことができるとされており、具体的には、法施行令第167条の2第1項第1号に該当するもので、予定価格5万円未満の案件がそれに該当するとされている。

本件書籍購入については、予定価格が7,020円×11冊=7万7,220円と5万円以上となることから、上記「三重県少額物品・役務等調達基準」の対象外であり、そのため、三重県電子調達システムを利用して、競争見積が行われた。しかしながら、見積参加者は1者だけであり、しかも見積額が予定金額を超過したことから、入札は不調となった。そこで購入担当者は、電子調達システムによる見積を取り止め、取引実績のある業者へ購入申込書を提出する形で同書籍をまず6冊発注し(発注金額は7,020円×6冊=4万2,120円 その他送料300円。同発注金額であれば、5万円未満であることから上記「少額物品購入」の要件に該当し、電子調達システムの使用は不要となる。)、その約3週間後に、改めて5冊(7,020円×5冊=3万5,100円 その他送料300円)を同様の方式で発注し、合計11冊の書籍を入手するに至った。

しかしながら、本件書籍調達は同一目的のために同一書籍を購入しようとするものであるから、本来であれば11冊を一体として発注すべきものであり、従って上記担当者による調達方法は、一定の金額以上の契約について電子調達システムによるものとした調達基準の潜脱との誹りは免れない。

本件のような運用を容認しては調達基準が骨抜きとなる恐れもあることから、監査人としては、今後厳格な管理を求めたい。

Ⅲ－２ 認定リサイクル製品普及等事業

(1) 目的

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与する。

(2) 事業内容

ア リサイクル製品の認定制度の運営

リサイクル製品認定制度を的確に運用するとともに、認定リサイクル製品の利用拡大に努めた。

認定の審査において、リサイクル製品認定委員会議を開催した(年3回)。

認定の申請者や認定生産者に対して立入検査を行い、製品サンプルの採取・分析を行った。

イ 認定リサイクル製品の品質及び安全性にかかる情報提供

認定リサイクル製品の利用推進を図るため、パンフレットやホームページを活用して、製品の安全性等にかかる情報を広く提供した。

(3) 根拠法令

三重県リサイクル製品利用推進条例

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	4,138 千円	4,245 千円	4,260 千円
決算額	1,393 千円	1,529 千円	2,431 千円

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

Ⅲ－３ 災害廃棄物適正処理促進事業

(1) 目的

環境省が東日本大震災を契機に平成 26 年 3 月に策定した「災害廃棄物対策指針」では、都道府県および市町村に「災害廃棄物処理計画」の策定を求めていることから、三重県においても、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見をふまえ、平成 27 年 3 月に「三重県災害廃棄物処理計画」を策定し、各市町においても、災害廃棄物処理計画の策定を進めている。

また、廃棄物処理法および災害対策基本法が平成 27 年 7 月 17 日に改正され、災害廃棄物処理について平時の備えから大規模災害発生時に至るまで総合的な対策の推進が求められており、県の災害廃棄物処理体制の強化を図る。

(2) 事業内容

ア 災害廃棄物処理体制の構築及び災害対応力の向上について

(7) 県災害廃棄物処理計画等の見直し

平成 27 年 3 月の三重県災害廃棄物処理計画(以下、「県計画」という。)の策定以降、県内全市町で災害廃棄物処理計画が策定されたことから、平成 29 年度に県計画と市町計画の整合性等の確認を行った。

平成 30 年度は、国の災害廃棄物対策指針が平成 30 年 3 月に改定されたことから、指針の改定内容を踏まえた県計画の修正検討を行った。今後、近年発生した大規模災害における災害廃棄物処理の知見等も踏まえ、県計画の見直し案の作成を予定している。

また、県計画の見直しに伴う「三重県災害廃棄物処理に関する業務手順書(平成 27 年 3 月)」や「市町災害廃棄物処理マニュアル(平成 26 年 3 月)」、「三重県処理困難廃棄物対策マニュアル(平成 27 年 3 月)」の見直しについても検討を行っている。

(i) 広域体制整備のための協議

県・市町・関係団体等の災害廃棄物処理に関する円滑な相互協力体制の維持・強化を図る「災害廃棄物処理に関する連絡会」において、平常時から情報共有や迅速かつ円滑な広域処理に向けた協議を年 2 回開催した。

(ii) 災害廃棄物処理に精通した人材の育成、教育訓練

県及び市町職員の多くは、災害時の廃棄物処理に対する経験が少

ないことから、災害廃棄物処理に関して精通し、かつ柔軟な発想力と決断力のある人材の育成・確保に向け、災害時マネジメント力を育成するための研修等を行った。

また、県と応援協定を締結している民間団体や市町等と図上訓練等を実施した。

イ 県域を越える広域処理の対応について

環境省中部地方環境事務所が設置したブロック協議会において検討されている広域処理スキームについて、「災害廃棄物処理に関する連絡会」で情報共有、検討を行い、国及び各県との円滑な広域処理体制の構築を諮った。

(3) 根拠法令

廃棄物処理法

三重県災害廃棄物処理計画

三重県廃棄物処理計画

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	13, 296 千円	14, 108 千円	15, 498 千円
決算額	11, 733 千円	13, 332 千円	14, 400 千円

(5) 監査結果

22 災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成修了要件について【指摘】

本人材育成研修事業は、県及び市町職員を対象に、大規模災害発生時の災害廃棄物処理に関し精通し、かつ柔軟な発想力と決断力のある人材の育成・確保を目的として行われたものである。

研修は、グループワークや現地視察を含め全 18 コマで行われたが、参加者のうち 1 名(県内町職員。以下、「本件参加者」という。)については、全講義の 3 分の 1(6 コマ)しか受講していないにも関わらず、終了認定証が交付されていた。

なお、本研修の修了要件は、原則として講義全体の 3 分の 2 以上の受講が必要であるが、講義全体で 3 分の 2 未満の出席率の受講者については、後日、不参加であった講義の模様を録画した DVD を送付し、

同DVDの視聴完了を口頭にて確認した後に、修了認定証を授与することとされていた。そして、本件参加者についても、同DVD視聴完了を確認後、修了証が送付されたとのことである。

しかし、本研修名に「スペシャリスト人材育成」と銘打たれているように、本研修修了者は、県内において現実に大規模災害が発生した際、各自治体において災害廃棄物処理の中心的役割を果たすことが期待されている。とすれば、形式的に受講を完了しただけでは不十分であり、災害発生時に本研修で得た内容を自ら実践できるだけの理解が必要であると考えられる。

この点、本研修内容は、大規模災害発生時の対応方針に関するグループワークも大きなウエイトを占めている。同グループワークにおいては、与えられた課題について制限時間の中で自らの頭で対応方針を考え、また他の参加者との討議を行うことで理解を深めていくものであるから、後日、単独でDVDを視聴するだけで十分な研修効果があるかは疑問が残らざるを得ない。

以上のような本研修の目的及び内容の観点に照らすと、講義全体の3分の1しか参加していない本件参加者については実質的な修了要件を満たしているものとは言いがたく、従って修了認定証は授与されるべきではなかったと考える。

Ⅲ－４ 産業廃棄物適正処理推進事業費

(1) 目的

産業廃棄物を排出する者及び処理する者に対し、法令等に基づく適切な指導等を行うことにより、産業廃棄物の減量化及び適正処理を推進する。

県が事業主体として管理型産業廃棄物最終処分場周辺の環境改善に寄与する事業を行うことにより、最終処分場の周辺住民の理解と協力を得る。また、市町が実施する住みよい環境づくりの基盤を整備する事業に対し支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域における生活環境改善のための整備を促進する。

(2) 事業内容

ア 廃棄物処理法に基づく許可申請審査業務等

三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、産業廃棄物処理施設の設置計画段階から地域の合意を図るよう必要な指導を行う。

廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請及び処理業許可申請に関し、厳正な審査を行う。

産業廃棄物処理業許可申請に係る審査業務について、定期検査及び増加する優良産廃処理業者認定審査等へ対応するため、廃棄物処理業審査専門員により効率的に審査を実施する。

高度化する廃棄物焼却施設や最終処分場に対して安全・安心を確保するため、定期的な立入を行うことにより構造及び維持管理状況が基準に適合していることを確認する。

イ 産業廃棄物に関するデータ整理

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計及びデータ整理を行い、処理実績報告書のデータを活用して排出状況の傾向等の分析を行い、資料として取りまとめる。

ウ 例規等の電子化

所管法令に係る例規文書について、経年変化や時間を要する検索作業の過大を解消すべく電子データ化を行い、業務の活用を図る。

エ 最終処分場周辺環境整備

産業廃棄物最終処分場の立地地域において、植栽等の緑化事業及び

道路整備やガードレール設置等の生活環境改善のための整備事業を実施する。

(3) 根拠法令

廃棄物処理法

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

三重県補助金等交付規則(産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金交付要領)

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	85,164 千円	90,533 千円	69,718 千円
決算額	69,148 千円	75,376 千円	62,229 千円

(5) 監査結果

23 産廃許可取消行政処分後における調査不履行【指摘】

- a 平成 30 年度、三重県は、愛知県及び三重県内において産業廃棄物収集運搬業を営んでいた会社(以下、「A社」という。)の産業廃棄物収集運搬業許可を取り消している。

同社に関する許可取り消しまでの時系列は、以下の通りである。

平成 30 年 1 月 11 日 A社より三重県に許可申請提出。なお、その際A社代表者は、同社が許可の欠格事由(廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへ)に該当しない者であることを誓約する書面を県に提出していた。

同年 1 月 31 日 三重県において上記申請に係る許可を決裁。なお、A社は廃棄物処理法上の「先行許可」制度(他府県で 5 年以内に許可を得ている業者による許可申請の場合には、手続を簡略化できる制度)を利用してのことから、同時点における三重県による欠格事由照会は省略された。

同年 6 月 27 日 愛知県において、A社の産業廃棄物収集運搬業許可を取り消し。

同年7月6日

上記許可取消に関する愛知県からの連絡を受けて、三重県側で検察庁へ照会を行ったところ、平成27年4月に、A社代表者が廃棄物処理法違反により罰金100万円の有罪判決を受けていたことが発覚(同事情は、廃棄物処理法第14条第5項第2号二の許可欠格事由に該当する。)

同年7月17日

三重県は、廃棄物処理法第14条第5項第2号イに規定する同法第7条第5項第4号二(他府県等による許可取消の日から5年を経過しないもの)に該当するとして、A社の産廃収集運搬業許可を取り消し。

- b 上記時系列によれば、A社に対し三重県による許可が下りてから、同許可が取り消されるまでには約半年の期間がある。従って、その間に、A社によって三重県内で産業廃棄物の収集運搬が行われていたことが予想される。しかしながら、三重県側において、同期間におけるA社による収集運搬の顛末調査は何ら行っていないとのことである。

外部監査人による県側担当者への聞き取りにおいて、上記顛末調査未履行の理由として、A社の許可取り消しは(事後的な)他府県における許可取り消しを理由とするものであるから、許可申請時に遡って許可が無効となるものではなく、従って、取り消しまでの間にA社によってなされた収集運搬も違法なものとはならない旨の説明を受けた。

- c しかし上記の経緯に照らせば、そもそも三重県への許可申請時点において、既にA社には欠格事由が認められたものであるから、許可取り消しまでの間になされた収集運搬も、実質的には無許可状態で行われたものといえる。

しかも同欠格事由の内容は、「A社代表者の廃棄物処理法違反による罰金100万円」というものであり、違反行為の詳細までは不明なものの、少なくとも廃棄物処理に関するA社の規範意識の低さが強く疑われるものである。従って、A社による三重県内における収集運搬についても、不適正な処理がなされていた可能性は否定でき

ない。

- d 以上の事情に照らせば、許可取り消し前にA社によって行われた県内での収集運搬の実態に関し、三重県側において何ら調査が行われていない点については、不適正な処理と指摘せざるを得ない。

Ⅲ－５ ＰＣＢ廃棄物適正管理推進事業

(1) 目的

ポリ塩化ビフェニル(以下、「ＰＣＢ」という)廃棄物は、ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下、「ＰＣＢ特別措置法」という)により処理期限が定められており、期限内に確実にかつ適正に処理を行う必要がある。そのため、県内のＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品の保管、使用及び処理等の状況を適切に把握し、ＰＣＢ廃棄物保管事業者等に対して適正処理及び保管等の指導を行うとともに早期処理に向けた取組を行う。

(2) 事業内容

ア 適正処理・保管等指導業務

ＰＣＢ特別措置法に基づく届出等をもとに、県内のＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品の保管、使用及び処理等の状況を適切に把握するとともに立入検査を実施し、期間内における早期処理及び処理までの間の適正保管等の指導を行った。

イ 未処理のＰＣＢ廃棄物等(安定器)の掘り起こし調査事業

平成30年10月より、同年8月に改訂された掘り起こしマニュアル第5版に基づき、整理した建物登記情報を用いて、県内の昭和52年3月以前に建築された事業用建物所有者約24,000者に対して調査を実施するとともに、登記情報からは建築年月が不明となっている事業用建物所有者約57,000者に対して普及啓発を行った。なお調査の結果、約1070者が新たにＰＣＢ含有安定器を所有又は所有している可能性があることが判明した。

ウ ＰＣＢ廃棄物処理基金

ＰＣＢ廃棄物の処理費用は高額であることから、資力の低い中小企業者等の処分費用を助成するために設置された独立行政法人環境再生保全機構のＰＣＢ廃棄物処理基金に対して、国及び他都道府県とともに拠出した。

エ ＰＣＢ廃棄物処理に係る広域協議会等

ＰＣＢ廃棄物の安全かつ円滑な処理体制等を確保するため、関係県

市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）で構成する P C B 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会及び西日本広域協議会において、P C B 廃棄物の処理計画や収集運搬体制等について協議等を行った。

(3) 根拠法令

廃棄物処理法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	26,624 千円	52,050 千円	47,626 千円
決算額	17,330 千円	46,727 千円	43,295 千円

(5) 監査結果

24 公用車フロントガラス飛び石損傷の発生機序について【意見】

平成 30 年 7 月 2 日、職員が環境生活部廃棄物・リサイクル課所属の公用車（プリウス P H V）の使用前点検を行っていた際、同車のフロントガラスに、大きさ 10mm 程度の損傷が発生しているのが見つかった。公用車については、使用前後に職員による目視点検が行われており、損傷発見の直近使用終了時における点検においてはフロントガラスに異常はなかったことから、県としては、同飛び石被害の原因について、直近の点検以降、県庁駐車場において駐車中に飛び石被害に遭ったものと判断して処理がされている。

確かに同フロントガラスの損傷状況を見ると、飛び石被害であることは疑いないと考えられる。しかし、本件車両が駐車されていた県庁敷地内駐車場は、通路幅は狭い上に先は行き止まりとなっており、また周囲の歩行者も多い。従って、同所を走行する車両の速度は、せいぜい時速 20 km 程度と考えられ、車両フロントガラスを損傷させるほどの勢いの飛び石が発生することは想定しがたい。また本件車両（プリウス P H V）は、充電器設置場所との関係で常時建物側を向いて駐車されているとのことであり、付近の公道からの飛び石被害に遭ったということも考えられない。

以上により、本件飛び石被害は、県庁駐車場における駐車時に発生した
ものではなく、公道を走行中に発生したものとしか考えられない。上記の
通り、直近の点検時には損傷は発見されなかったとのことであるが、おそ
らくは担当職員による見落としがあったものと思われる。今後、公用車使
用時の点検の際には、一層の注意を求めたい。

Ⅲ－6 産業廃棄物処理責任の徹底促進事業

(1) 目的

産業廃棄物の適正処理の推進のためには、不適正処理の未然防止という観点から廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の周知徹底を図り、排出事業者のより積極的な適正処理への取組を推進していく必要がある。

そこで、県内の排出事業者に対し、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用、委託基準の遵守等、排出事業者の処理責任に関する事項について普及啓発を行う等、排出事業者責任を徹底するための取組を実施する。

(2) 事業内容

地域機関に配置した7人の環境技術指導員により、紙マニフェストを多く発行している事業者に対して個別訪問し、電子マニフェストの利用を促した。

一般社団法人三重県産業廃棄物協会と連携した電子マニフェスト及び優良認定処理業者の活用促進、適正処理や3R推進のために排出事業者が実施すべき事項について研修会を実施した。

県内4地域において、電子マニフェストシステム操作研修会を合計20回開催した。

マニフェスト情報に含まれる産業廃棄物の移動や処理に関する情報を集約・解析し、産業廃棄物の物流や処理の状況を可視化することで、排出事業者に対する環境負荷を考慮した適正処理の推進や、処理業者の処理状況の透明性向上等に活用可能か研究を行った。

産業廃棄物の処理状況を推計するため、委託調査を実施した。

(3) 根拠法令

廃棄物処理法

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

(4) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	28,747千円	37,452千円	31,048千円
決算額	23,514千円	31,439千円	28,754千円

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

Ⅲ－7 産業廃棄物適正管理推進事業

(1) 目的

排出事業者の事業活動による産業廃棄物の発生・排出抑制と 3R の自主的な取組を進めるため、産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して産業廃棄物の処理計画の策定及び実施に係る指導を行う。

また、循環型社会の構築に向けて、国、県の動向や法改正状況、産業廃棄物の適正処理に関する事例やトピックス等についての知識取得や情報収集の場を提供するため、3R・適正処理セミナーを実施する。

(2) 事業内容

多量排出事業者に対して、廃棄物処理法の規定及び県が策定したマニュアルに基づく産業廃棄物処理計画書等の作成について指導を行うとともに、県のホームページで公表を行った。

環境技術指導員を中心に産業廃棄物処理計画書等の未策定の多量排出事業者に対する啓発・指導を行うとともに、作成された処理計画の実施に関する指導業務を行った。

循環型社会の構築に向け、県内の事業者や処理業者を対象に、国、県の動向や具体的な取組事例等についての知識習得や情報共有の場を提供する、3R・適正処理セミナーを開催した。

(3) 根拠法令

廃棄物処理法

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	6,386 千円	6,591 千円	6,377 千円
決算額	6,085 千円	5,919 千円	5,926 千円

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

Ⅲ－８ 地域循環高度化促進事業

(1) 目的

県内の資源循環の取組は、各種リサイクル法の制定や事業者、県民のリサイクルに対する意識の醸成等、多様な主体により実施されているが、天然資源の価格高騰やリサイクル技術の発達を背景に、より質の高い資源循環の仕組みの構築が求められている。

また、一部の廃棄物の中には、リサイクルを装った不適正処理が実施されるなどの事案が発生しており、廃棄物の品目に応じた3Rと適正処理の確保が重要となっている。

このような観点から、発生する廃棄物の性状や量に応じ、適正な処理のもと安全・安心が確保され、より質の高いリサイクルが行われる資源循環圏の形成を促進する取組を行う。

(2) 事業内容

ア 地域循環みえ形成促進事業

使用済みプラスチックや食品廃棄物について、研究会(三重県プラスチック地域循環研究会、三重県エコフィールド等利活用研究会)での検討をはじめ、県警部局や関連事業との連携により、地域内での活用や循環利用を図るための取組を進めた。

また、平成30年10月には、環境省主催、三重県共催で「たからの環ワークショップ ―地域循環共生圏の形成に向けて in 三重」を開催し、地域循環共生圏の形成につながるシーズの掘り起こし及び先行事例の紹介等を行った。

イ 地域循環形成研究事業

地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向け、研究機関と連携し、プラスチック類、食品廃棄物、汚泥等のリサイクルについて調査研究を行った。

ウ 食品ロス削減推進事業費

食品廃棄物の3Rの推進のため、多様な主体と連携し、食品ロス対策セミナー、飲食店への食べきり運動、ポスターの掲示など食品ロス削減の普及啓発に取り組んだ。

エ リサイクル促進事業

使用済自動車の適正処理を推進するため、使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者及び解体・破碎業者に関する厳正な許可・登録事務を行うとともに、自動車リサイクルシステムを活用し、許可・登録を取得した事業者への立入検査や指導・助言を行った。

また、廃棄物を貴重な資源としてとらえ、質の高い地域循環を形成するため、東京オリンピック・パラリンピックのリサイクルメダル作成に協力し、県民のリサイクル意識の向上を図るとともに、小型家電リサイクルの取組を一層促進した。さらに、有害使用済機器保管等事業者に対する届出制度が開始されたことから、有害使用済機器(家電等)に対して保管等状況等を確認した。

(3) 根拠法令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

特定家庭用機器再商品化法

使用済自動車の再資源化等に関する法律

廃棄物処理法

三重県廃棄物処理計画

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	47,632 千円	58,016 千円	26,908 千円
決算額	40,566 千円	28,820 千円	23,399 千円

(5) 監査結果

指摘、意見とすべき事項はなかった。

IV 産業廃棄物の監視・指導状況

IV-1 産業廃棄物監視指導事業

(1) 目的

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導を行い、不適正処理の未然防止に努める。発生した不適正処理事案については、迅速、的確に対応し、法令等に基づき厳正に対処する。加えて、運搬車両の路上検査を実施する。

また、的確な指導を実施するため、生活環境保全上の影響を確認するための行政分析を行うほか、県民等から広く情報提供をいただくための廃棄物ダイヤル 110 番等の運用を行う。

(2) 事業内容

通常の監視・指導、行政分析(水質等)に加え、早朝・夜間監視を必要に応じて実施した。

不適正処理事案については、法令に基づき厳正に対処し、指示書 160 件、警告等 88 件を发出して是正を指導した。悪質な事案に対しては平成 24 年度に策定した行政処分要綱に基づき、1 事業者に改善命令を、4 事業者(4 件)に許可取り消しを、7 事業者(11 件)に事業の停止処分(うち 2 事業者【3 施設】については施設使用停止処分も併せて)を行った。

産業廃棄物運搬車両の路上検査を、奈良県、岐阜県、和歌山県と合同で計 4 回、三県一市(中部地方環境事務所、愛知県、岐阜県、名古屋市)合同で 1 回実施した。

廃棄物 110 番等、県民からの不法投棄、野外焼却等の通報が合計 123 件寄せられたことから、その全てに迅速に対応した。なおこれらの情報については平成 23 年度から運用を開始した県民相談受理簿により課内で情報を共有し、対応の進捗状況を把握している。

(3) 根拠法令

廃棄物処理法

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	24,503 千円	4,906 千円	5,399 千円
決算額	23,873 千円	3,556 千円	4,645 千円

(5) 監査結果

25 県保有車両に対するドライブレコーダー設置の提案【意見】

平成 31 年 2 月 6 日、廃棄物監視・指導課職員が同課専用車両（ドライブレコーダー非搭載。以下、「本件車両」という。）を運転中、交差点において右折待ちをしていたところ、対向車両が中央線をはみ出し、双方車両のドアミラー同士が接触して、本件車両のミラーカバーが破損するという事故が発生した。しかしながら対向車両は、接触後停止せずにそのまま現場を走り去ったことから加害車両の特定に至らず、そのため県としては同修理費用について金品亡失（損傷）として処理している。

しかしながら、上記事故態様を前提とすれば、本件事故は加害車両側に全面的な過失が認められるものであり、本来であれば本件車両の修理費は、加害車両運転者に請求を行った上で回収すべきものである。上記の通り、本件では加害車両が事故後に現場を立ち去っているという事情があり、加害者への請求はできていないが、仮に本件車両にドライブレコーダーが搭載されていれば、ナンバープレートの解析等により、加害者の特定は困難ではなかったと思われる。

担当者から聴取したところでは、予算の関係もあり、県が保有する全車両についてドライブレコーダーは設置されていないとのことである。しかし、上記のような交通事故発生時、ドライブレコーダーは加害者の特定や妥当な過失割合の確定といった役割を果たすことになり、結果として公金支出を減少させることが期待される。また本件車両のように不正投棄監視パトロールに使用される車両については、ドライブレコーダーはパトロール時に不審者・不審車両等を発見した際の証拠保全という副次的役割も有するものであり、有用性は非常に高い。

近時、ドライブレコーダーは高性能化・低価格化が進んでいることも併せ考えれば、その費用対効果は非常に高いものと考えられる。もちろん他の予算との兼ね合いもあるが、県が保有する車両については

積極的なドライブレコーダーの登載を求めたい。

IV-2 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業

(1) 目的

県民、市町、事業者など多様な主体と連携することにより、不法投棄を許さない社会づくりを推進し、不適正処理の早期発見や未然防止を図る。

市町・事業者との連携、地域活動団体への支援、監視カメラ・ドローンの活用、警備会社への監視パトロール委託により、幅広く間隙のない監視体制を構築する。また、監視指導に関する情報共有を図るための産業廃棄物監視・指導支援システムを運用する。

マスメディアを利用した広報活動や県民等を対象とした啓発行事を実施し、不法投棄防止に向けた意識の向上を図る。

監視体制を強化し、悪質な不適正処理事業者に対しては、告発等の法的措置を前提に厳しく指導し、不適正処理事案の早期是正に取り組む。

(2) 事業内容

ア 行政処分等の実施

悪質な事案に対し、1事業者に改善命令を、4事業者(4件)に許可取り消しを、7事業者(11件)に事業の停止処分(うち2事業者【3施設】については施設使用停止処分も併せて)を行った。

イ 市町、民間業者、自主活動団体等との連携

市町との立入検査員協定に基づき、立入検査員を262名任命した。

市町等を対象とした、不法投棄等防止に関する研修会を開催した。

21事業者と締結している「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、関係団体と意見交換を行うなどして連携を深めた。

平成29年度に導入した無人航空機(ドローン)による測量システムを活用し、測量結果に基づいた指導を行った(年間測量実施回数46回)。

自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げることが目的として、四日市市及び松阪市から推薦のあった地域の監視パトロール活動団体に、啓発資材を提供した。

ウ 間隙のない監視活動の実施

職員による監視・指導活動(3,788件)のほか、スカイパトロール(2回)、路上検査(5回)をそれぞれ実施した。併せて、不法投棄監視(抑止)カメラ(12カ所、延べ2,256日間)、民間警備会社によるパトロール(365

日、3,569カ所)等により、間隙のない監視活動を実施した。

エ その他

不法投棄及び野外焼却防止の啓発や廃棄物ダイヤル 110 番等の周知を目的として、全国ごみ不法投棄防止監視ウィーク及び環境月間における啓発活動のほか、FM三重により不法投棄等防止啓発放送を実施した。併せて5月4日には、県政チャンネル「ストップ! 廃棄物の不法投棄」の放送を行った。

幹線道路沿いや山間部に繋がる道路に存在する電柱 100 箇所広告を設置し、不法投棄防止啓発効果を高めた。

廃棄物の不適正処理事案に係る行政処分状況について、県のホームページに公表を行った(11事業者、16件、3施設)。

産業廃棄物処理事業者等に対する監視・指導状況をデータベース化し、各地域機関等と共有している産業廃棄物監視・指導支援システムにつき、位置情報を追加するなどの必要機能を拡充するためのシステム設計を行った。

(3) 根拠法令

廃棄物処理法

(4) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	16,441 千円	51,391 千円	47,134 千円
決算額	15,147 千円	50,318 千円	45,862 千円

(5) 監査結果

26 ドローン操縦の際の安全確認【指摘】

平成 30 年 7 月 10 日、池に流出した廃棄物の状況を確認するため、県職員が無人航空機(以下、「本件ドローン」という。)を用いて空中撮影中、本件ドローンを目視せずに手元のカメラ映像を見ながら操作していたため、池の周囲に生えている木に本件ドローンを衝突させ、損傷させる事故が発生した。

無人航空機については、万が一事故が発生した場合、財物的な被害のみならず人の生命・身体に危害を加える恐れも十分に存在するところであ

る。加えて、ドローンを用いて撮影を行う際、操縦と撮影を1人で兼務すると、撮影作業中にドローンの操縦が疎かになる恐れが高く、極めて高い危険性を有する。従って、ドローンを用いて撮影を行う場合には、複数の人員で臨むべきである。しかし、本件ではサブの送信機が通信できなかったことから、1人の職員で操縦と撮影を兼務していたとのことである。

本件事故を受けて、県側においても飛行マニュアルの内容を、「送信機の不具合等で分担作業ができない時は、一度撮影を中止し、不具合か所の点検を行う」旨に改訂しているが、今後も職員研修等により、さらなる規範遵守の意識付けを求めたい。

27 ドローン活用法について【意見】

不法投棄等の未然防止、早期発見推進事業の一つとして、無人航空機による測量システムを活用し、保管または処分する廃棄物量を正確に測量することによって正確かつ厳正な監視・指導を行うべく、同システム費用を支出している。

そして、県担当者からの聞き取りによれば、産業廃棄物の不適正処理を是正させる指導及び行政処分を行う場合や、命令違反者を告発する場合においては、残存する廃棄物量の正確な把握が不可欠であり、廃棄物量の正確な把握のための測量作業は、人員や時間を要する上に危険を伴う作業であったところ、測量システムを導入したドローンによる測量は、従来の人力による測量方式に比べ、10分の1程度の作業員数に削減でき、危険な場所への立入も最小限で済むため、安全性も向上したとされている。

しかし、ドローン測量システム構築のための資機材は高額であるうえ、そもそも行政処分や刑事告発の前提として行われる廃棄物量測定についてどの程度の正確性が求められるのかは、必ずしも明確ではない。そして、仮に相当程度正確性を求められるものであったとしても、ドローン活用の目的は、測量作業という県職員の作業の軽減を主たる目的とするものであり、不法投棄等の未然防止・早期発見という県民の利益に直接寄与するものではない。すなわち、不法投棄が発見された後、同不法投棄の残存廃棄物量を測量する作業は、行政処分や刑事告発を行うための準備作業に過ぎず、一刻を争うものではない。このような観点からすれば、ドローンの活用は、測量作業の軽減目的よりも、不法投棄の未然防止や早期発見を主目的におくべきである。同目的に沿った運用としては、

たとえば、不法投棄監視パトロールの際、人や車両が入りづらい場所をドローンを用いて監視・撮影したり、住民等から不法投棄の通報を受けた際、職員が現場に到達するよりも早くドローンが急行し、現に不法投棄が行われている現場を撮影して証拠保全を行うといったことが考えられる。

現在、県においても上記のような活用方法が検討されているようであるが、少なくとも、今後ドローンの台数を増加させる場合には、職員の労力軽減のための測量目的よりも、不法投棄の早期発見や証拠保全といった県民のための目的に重点を置くべきである。

28 不法投棄禁止電柱広告の効果について【意見】

不法投棄等の未然防止、早期発見推進事業の一つとして、不法投棄が発生しやすい山間部等の電柱に不法投棄禁止広告を設置するための費用を負担している。

確かに、同電柱広告を行うことにより、不法投棄を行う者に山間部まで監視の目が行き届いている印象を与え、不法投棄を未然に防止する効果を期待することは理解できないわけではない。しかし、その効果が期待できるとすれば、不法投棄を行うことに迷いのあるような比較的悪質性の低い人物に限定され、不法投棄を常習的に繰り返していたり、あるいは不法投棄を生業とするような悪質性の高い人物に対しては、その効果を期待することはできないと思われる。

このような効果しか期待できない広告を設置するために、電柱一本当たり約 14,000 円、合計約 140 万円もの費用を支出することが妥当か否かは、再検討する必要がある。

この点、同広告の目的は不法投棄の未然防止にあり、県民一般に利益をもたらすという意味で高い公益性を有するといえる。さらに、同広告が設置されるのは(不法投棄が行われやすい)専ら山間部の電柱であるため、本来の商用目的電柱広告を競合して設置しようとする業者はほとんど存在しないと考えられる。同電柱広告事業の公益性、及び、競合相手不存在の観点に鑑みれば、(看板製作費用はともかく)広告料金については、無償もしくは限りなく無償に近い金額での契約としてもらえるよう、要請するのが妥当である。そして、これが受け入れられない場合には、協力頂ける住民の家屋や塀の一部、又は立木等に無料で広告を設置する等、効果に見合った費用による設置方法を検討すべきである。

V 産業廃棄物の不適正処理事案への対応

V-1 環境修復事業費

(1) 目的

産業廃棄物の不適正処理事案について、行政代執行による環境修復事業の実施等により、不適正処理の是正を勧め、地域の暮らしの安全・安心の確保を図る。

(2) 事業内容

ア 不適正処理事案

過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、原因者等による措置命令の履行などがなされず、生活環境保全上の支障が生じている以下(7)～(I)の4事案について、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法による国の支援を得て、行政代執行による環境修復（恒久対策）を実施する事業である。平成25年度から開始し、令和4年度までに完了するよう計画的に恒久対策を進めている。

また、同4事案以外についても、過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障が生じている事案について、県は行政代執行による環境修復（恒久対策）を実施している。

(7) 桑名市五反田事案

桑名市大字五反田多々星地内の山林において、平成7年～平成8年頃に、産業廃棄物処理業者が、燃えがら、汚泥、廃油等を不法投棄した不適正事案である。地下水がVOCにより汚染されていること、さらに環境基準項目に追加された1,4-ジオキサンによる新たな地下水汚染が平成22年3月に判明し、農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあるため、その防止のために、廃棄物の掘削・除去等を実施するとともに、汚染地下水の浄化を実施している。

平成30年度は、廃棄物撤去区域における掘削・除去工事（埋め戻し工事）を完了させ、廃棄物残置区域において引き続き揚水浄化を行うとともに、揚水浄化のための水処理施設の増強に係る工事に着手した。

なお、対策工事中の効果確認及び周辺環境の影響を把握するためのモニタリングも実施している。

(イ) 四日市市内山事案

四日市市内山町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等において、平成元年～平成11年頃に、産業廃棄物処理業者が、許可品目外の木くず、紙くず等を含む廃棄物を許可面積・容量を大幅に超えて埋立てを行った不適正事案である。高濃度の硫化水素やメタンガスが発生し、周辺への悪臭の漏洩や火災発生のおそれがあるため、その防止のために、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散・流出防止のため、整形覆土工事等を実施している。

平成30年度は、対策工事の効果確認調査を継続して行った。

(ウ) 四日市市大矢知・平津事案

四日市市大矢知・平津地内の産業廃棄物の安定型最終処分場において、昭和56年～平成6年頃に、産業廃棄物処理業者が、廃プラスチック、陶磁器くず等の廃棄物を、許可面積・容量を大幅に超えて埋め立てを行った不適正事案である。周辺地域に廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあるため、その防止のために、覆土及び排水溝対策を実施している。

平成30年度は、中溜池側の管理用道路の設置工事等を完了させ、また、西水路側の調整池及び管理用道路等の一部の設置工事を完了させた。

なお、対策工事中の効果確認及び周辺環境の影響を把握するためのモニタリングも実施している。

(I) 桑名市源十郎新田事案

桑名市大字五反田字源十郎新田地内の河川敷において、昭和48年から昭和51年頃間と推定される時期に投棄された事案で、平成19年9月に員弁川・藤川合流点付近の旧最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、当該箇所から回収した廃油にPCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害物質が判明した事案である。PCBを含む油の河川への滲出等により、下流の水道水源や農業用水の利用等に支障を生じるおそれがあるため、PCBやVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止と回収を図りつつ、一部PCBの高濃度の範囲については掘削を伴う除去を実施している。

平成30年度は、集油管等による廃油の回収処理を実施するとともに、旧最終処分場内の対策（後期対策）の具体的な工法等を盛り込んだ産廃特措法の実施計画を策定し、変更手続きを行った。

なお、対策工事中の効果確認及び周辺環境の影響を把握するためのモニタリングも実施している。

イ 行政代執行費用の徴収

県は、捨て得は許さないとの見地から、過去の産業廃棄物の不適正処理事案の原因者に対し、行政代執行費用の徴収を行っている。

平成30年度は、原因者に対し、財産調査および面談による納付指導を実施した結果、総額で84万9,000円を収納した。

(3) 根拠法令等

廃棄物処理法

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

行政代執行法

(4) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	3,744,144千円	3,170,622千円	1,723,404千円
決算額	3,415,653千円	3,080,604千円	1,708,393千円

(5) 不適正処理事案に関する監査結果

29 指名競争入札という契約方法の選定について【指摘】

上記Ⅱ-11 地盤沈下対策事業における[15]の指摘と共通である。

さらに、四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案に関しては、指名競争入札という契約方法が選定される、「公共」に区分されるすべての工事請負費、委託料の契約において、その「執行伺い」に、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の別）が記載されていないかった。

地方自治体の契約における契約方法の重要性に鑑みれば、一般競争入札、指名競争入札、随意契約といった「契約方法」並びに、指名競争入札の場合には、法施行令第167条の該当する号番号及びその理由を、執行伺いに記載しておかなければならない。

30 環境生活部競争入札等審査会設置要綱について【意見】

上記 **29** と関連するが、環境生活部競争入札等審査会設置要綱では、所掌事務・審査対象が規定されており（第 2 条、環境生活部競争入札審査会の審査対象について）、物件関係契約においては、その審査する事項・審査対象は明確に規定されているが、建設工事等については「建設工事執行規則その他の定めるところにより審査する。」とされているのみであって、その審査する事項・審査対象が明確でない。

従って、環境生活部競争入札等審査会設置要綱において、「建設工事等」における所掌事務・審査対象を明確に規定するべきである。

31 印紙税額の算定について【指摘】

a 代執行用地として賃借した土地の賃貸借契約書の中に、賃貸借期間に発生する賃料の総額を契約金額として、印紙税額を算定しているものがあつた。

b 賃貸借契約について、印紙税法基本通達第 23 条第 2 号は、「「設定又は譲渡の対価たる金額」とは、賃貸料を除き、権利金その他名称のいかんを問わず、契約に際して相手方当事者に交付し、後日返還されることが予定されていない金額をいう。」との規定を置いている。

したがって、賃貸借契約においては、権利金等の、契約に際して相手方当事者に交付される金員が契約金額であり、賃料は契約金額には該当しないこととなる。

監査対象となつた賃貸借契約においては、権利金等の授受がなされていなかったため、契約金額の記載がない契約となり、印紙税額は 200 円になる。

c 以上から、賃料の総額を契約金額として印紙税額を算定する上記 a の取り扱いは、印紙税法の解釈を誤つたものである。

県は、個別契約により、賃貸借契約にかかる印紙税については、県が負担するものとしているところ、こうした誤つた解釈により、県が過大な印紙税を負担する事態が生じているため、指摘事項とした。

32 水処理施設薬品納入単価契約（平成 30 年度環境修復事業、桑名市五反田事案支障除去対策事業）に係る入札に際しての入札書比較価格について【意見】

本契約に係る入札に際して入札書比較価格を算出するに当たり、土

本工事における「設計単価表」及び「積算基準」に定められた規定を準用している。なお、入札書比較価格とは、落札上限金額を指し予定価格と同義である。

「設計単価表」においては、以下のとおり定められている。

① 平成 29 年 4 月 1 日制定版

原則として 3 者以上から見積りを徴収し、その内容を分析・精査し、異常値を排除した最低値を採用する。

「積算基準」においては、以下のとおり定められている。

② 工事価格は、1,000 円単位とする。工事価格の 1,000 円単位での調整は、(中略)端数処理前の工事価格の 1,000 円未満の金額を除いた額を計上する。

本件において、県は入札書比較価格を算定するため、3 業者から参考見積書を取得したところ (①)、最低金額を提示した事業者の各薬品の内訳金額の合計は 2,216,500 円であった。参考見積書のフォーマット上、合計金額欄横に「千円未満切り捨てで記入してください」との記載があったため、内訳金額の合計金額は 2,216,000 円となり、これがそのまま入札書比較価格となった (②)。

その後、上記事業者は参考見積書と同一内訳のまま、合計金額も内訳金額の単純合計額で入札に臨んだので、入札金額は 2,216,500 円であった。競合事業者も 1,000 円未満を切り捨てず入札していた。当該事業者は、入札事業者の中で最低金額での入札であったが、入札書比較価格を上回ったことから再入札となった。最終的に本件の落札金額は、2,113,500 円となった。

この点につき県は、入札時も 1,000 円未満を切り捨てたうえで入札する旨、所定の書式に記載がなされているという。確かに入札時においても合計金額の 1,000 円未満を切り捨てていれば、当該事業者は 1 回目の入札で落札していたはずである。

しかし、競合事業者の入札額及び実際の落札金額からも分かるように、その旨が事業者に徹底されているとは言い難い。県による過大支出を抑えるという点からすると落札価額は低くなる方が望ましいとはいえ、それが事業者に対する周知不足を原因とするのであれば、現行の県の運用は望ましいものとはいえ、こうした原因による入札不成立を防止すべく、より事業者への周知を図る等、対策を講じるべきである。

33 設計単価の算定について【意見】

源十郎新田事案の油回収業務委託において、設計単価を算出するため、A社からD社の4社の見積もりを取得していた。しかし、実際の設計単価の計算はA社からC社の3社の平均が用いられていた。

「設計単価表」の規定上は3社以上も見積もりの平均をもって設計単価とすることとなっているが、4社の見積もりを取った以上、4社の平均を設計単価として採用すべきではないか。任意に3社だけを選んで平均額を計算することは、設計金額に恣意性が入る可能性があり適切ではないと考える。

34 土地賃貸借契約の契約期間について【意見】

- a 四日市市大矢知・平津事案では、平成30年度に、管理用3号道路、管理用4号道路の建設工事、進入道路の建設工事等が行われ、また、管理用1、2号道路、管理用5、6号道路、管理用3、4号道路、管理用2号、4号道路の階段計画変更に伴う追加分の各土地賃貸借契約、及び施工ヤードの借地追加としての土地賃貸借契約が行われた。

上記の土地賃貸借契約は、すべて借地期間を1年とする契約であり、この1年経過ごとに賃貸人と合意の上で契約を更新する必要がある契約内容であった。

これらの借地については、施工ヤードについては工事終了までの借地が必要であり、管理用道路についてはこの支障除去等支援事業が終了する令和4年度までは必要なものとのことであった。

- b しかしながら、管理用3号道路、管理用4号道路で平成30年度において総額1億円を超える道路工事費を支出している一方で、この四日市市大矢知・平津事案は産廃特措法で令和4年度末までの間、国が財政的支援措置を行うことから、令和4年度末までに事業を完了する必要がある。とすれば、もし仮に地権者が土地賃貸借契約の更新に応じないこととなれば（契約自由の原則から、更新に応じないことも地権者の自由である。）、上記管理用道路建設の費用が無駄になるばかりか、事業計画が崩れて令和4年度末までに事業が完了せず、産廃特措法の支援措置が一部受けられないことにもつながりかねず、影響は極めて大きいと考えられる。

従って、少なくとも管理用道路については、法第234条の3に規定する長期継続契約も十分に検討に値するのではないだろうか。

担当者の説明によれば、土地賃貸借契約の更新については、地権者との信頼関係で更新されるようにしているとのことである。相手がいる用地実務の実情から、1年毎の更新が不合理とは言えないが、契約による拘束という手法にも十分に合理性があるように思える。

- c また、担当者の説明では、土地賃貸借契約を1年毎の契約とするか長期継続契約とするかは、その契約の執行伺いにおける借地期間の記載で、部内で検討、決裁がされているとのことであった。

しかしながら、執行伺いの借地期間の記載のみでは、そもそも長期継続契約を検討したかどうかも含めて比較検討過程がわからない。

上記で述べた契約不更新の場合の影響の大きさを考慮すれば、土地賃貸借契約を1年毎の契約とするか長期継続契約とするかについては、慎重に比較検討がなされた上で、より良い選択肢を選ぶ必要があり、その比較検討過程と選択の結果を文書で残しておく必要があったのではないか。

事業が令和4年度末まで長期間にわたって続くことと、事業の不適、不当を事後的に検証することができるようにする意味でも、比較検討過程やその結果を文書で残しておく必要はあったものと思料する。

35 代執行事業終了後の措置について【意見】

- a 不適正処理4事案については、おおむね、国からの支援措置が終了する令和4年度末までが、代執行の事業期間として予定されている。

ところで、不適正処理事案の中には、原因者名義の土地に、硫化水素ガスの漏出を防ぐ盛土や地下水の処理施設等、一定の施設が設けられており、代執行事業終了後も、原因者名義の土地に同施設が残存することが見込まれるものが存在した。

これらの代執行事業終了後に残存する施設については、代執行事業終了後も、適切に機能する状態に保つため、現状をそのまま維持したり、管理行為を行ったりする必要がある。

- b 県は、こうした代執行事業終了後に残存する施設については、原因者名義の土地の従物であるため、代執行事業終了後は原因者に帰属するとの処理を行うこと等を検討しているとのことであった。

そして、代執行事業終了後に残存する施設の維持、管理については、廃棄物処理法上の区域指定を行い、土地の形質の変更を制限すること等を検討しているとのことであった。

- c しかしながら、水処理施設等、管理行為を行う必要のある施設については、土地の形質の変更を制限するだけでは、代執行事業終了後の措置としては不十分である。

こうした施設の管理行為を今後も継続して行うための方策を策定する必要がある。

- d 包括外部監査人より県に対して上記の意見を伝えたところ、県より、以下の検討結果が示されるに至った。

- ・ 代執行事業終了後に残存する施設は、原因者に原始的に帰属すべきものである。
- ・ 原因者が死亡した場合には、同施設は、相続の対象とならないため、無主物となる。
- ・ 同施設の管理行為を行う必要がある場合には、個別的に措置命令により対処する。

- e 包括外部監査人としては、令和4年度の代執行事業の終了までに、上記の検討結果等を踏まえて、今後の処理方針を確定すべきであると考える。

(6) 行政代執行費用の徴収に関する監査結果

36 原因者の相続への対処について【指摘】

- a 原因者が死亡した事案について、県は、有識者の見解を踏まえて、代執行費用の求償債務は、原因者に一身専属のものであり、相続人には承継されないものと扱っている。

さらに、県は、上記の一身専属性を理由として、相続人に対して求償権を行使することはできず、相続人が相続した財産から徴収を行うこともできないとしている。

原因者が死亡した後の徴収については、県は、可能な限りで相続人との交渉を行い、合意に至った場合に限り、相続人が相続した財産から寄附を受けているとのことであった。

- b しかしながら、原因者が財産を有する場合、原因者の死亡により、原因者が有する財産については、相続人に相続財産として承継される一方で、代執行費用の求償債務については、財産を相続した相続

人からは徴収できず、まるまる県の負担となってしまいかねない。

県が、代執行費用の求償債務を一身専属的なものとし、相続人には承継されないという取扱いを行っている以上、原因者の財産からの求償債務の回収が徹底されずに漫然と多額の相続財産を残すといった事態があってはならない。

- c したがって、県は、原因者の死亡後に相続人の任意の寄附に頼るというのではなく、求償債務の回収について、将来発生する相続への備えという観点からも、有識者の見解を得ることも含めて、理論的かつ実践的な検討を行わなければならない。

具体的には、後記 [37]、[38]、[39]、[40] で意見するように、原因者に対する求償が適切になされるよう、妥当な分納額についての検証を行うとともに、原因者名義の財産に対する滞納処分を行うこと等も検討されるべきである。

他方、原因者の生前には換価することが適当ではないと判断される財産についても、原因者の生前より差押を行っておき、原因者の死亡後に国税徴収法第 139 条第 1 項を活用して滞納処分を行う手段、原因者の生前より求償債務を被担保債権とする担保権を設定しておき、原因者の死亡後に担保権実行を行う手段等、原因者の死亡後において求償権を行使するための方策も検討されるべきである。

- d 「捨て得は許さない」との見地からは、これらの事案について、今後、適切に徴収を図ることが検討されるべきであることから、指摘事項とした。

[37] 原因者による財産処分への対処について (1) 【指摘】

- a 監査対象となった事案の中に、原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後の時期に、原因者が、以下のとおり、原因者名義の不動産の名義変更を行っているものがあつた。

- ・ 妻と離婚し、財産分与を原因として、自宅とその底地の一部を妻名義に変更

- b 上記の財産分与による財産移転については、原因者に目ぼしい資産がなかったことから、過大な財産分与として詐害行為取消の対象となる（最判昭和 58 年 12 月 19 日民集 37 卷 10 号 1532 頁等）可能性がある。

この点について、県は、原因者に対して発布された督促状の期限

が財産分与よりも後であり、財産分与後に求償権が発生していることから、詐害行為取消の要件を満たさないとしている。

しかしながら、財産分与の時点で、原因者個人に対する措置命令が発令され、措置命令にかかる工事も完了していたことを踏まえると、求償権の発生基礎となる法律関係が財産分与前に発生していたことを根拠に、詐害行為取消請求の可否を検討すべきであったと考える（最判昭和46年9月21日民集25巻6号823頁等）。

- c 以上のとおり、原因者が、不当な財産処分により、原因者名義の財産を減させ、求償債務の徴収を免れた可能性がある事案が存在したため、指摘事項とした。

このような、原因者による不当な財産処分に対しては、適切に詐害行為取消等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収がなされなければならない。

- d 上記の主張を行う前提として、原因者による財産処分についての情報を得る必要がある。

こうした情報の端緒としては、請求に着手した段階で、原因者の過去の名寄帳を取得すること、原因者名義の不動産の共同担保目録に記載された不動産の登記簿を確認すること等が考えられる。

38 原因者による財産処分への対処について〈2〉【指摘】

- a 監査対象となった事案の中に、原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後の時期に、原因者が、以下のとおり、原因者名義の不動産の名義変更を行っているものがあつた。

・ 時効取得を原因として、自宅の底地の一部を上記妻名義に変更

- b 上記の時効取得による財産移転については、婚姻中の妻が占有補助者に過ぎず、夫とは別個独立の占有を行っていたとは考えがたいことから、時効取得の要件を満たしておらず、不実登記である可能性がある。

- c 以上のとおり、原因者が、不当な財産処分により、原因者名義の財産を減させ、求償債務の徴収を免れた可能性がある事案が存在したため、前記37と合わせて、指摘事項とした。

このような、原因者による不当な財産処分に対しても、適切に無効登記等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収がなされなければならない。

39 原因者の生命保険契約について【意見】

- a 代執行費用の求償が行われている事案の中に、原因者が、資力が乏しいことを理由に、毎月 5,000 から 1 万円の分納を行っている一方で、毎月 3 万から 5 万円の生命保険料の支払を行っている案件が、複数あった。

これらの生命保険については、原因者の親族が受取人になっているものと推測される。

- b 県は、有識者の見解を踏まえ、代執行費用の求償債務については、原因者に一身専属のものと扱うとの方針に立っている。そうすると、原因者が死亡した場合には、相続人である親族に対して求償請求を行うことができない。

加えて、生命保険金は、支払がなされた場合には、受取人である親族固有の財産となるため、求償権行使の対象とすることができない。

結局、原因者が生命保険料を支払い続けることにより、その分、求償権の対象となる財産が減少することとなり、ひいては、県が徴収できる代執行費用が減少することとなる。

- c 「捨て得は許さない」との見地からは、上記 b のように、原因者の意思により求償権の対象となる財産が減じられている事態は、是正がなされるべきである。

具体的には、生命保険契約の解約を求め、今後の生命保険料の支払が生じないようにした上で、解約返戻金を求償債務に充当するよう、原因者との間で協議を行うことが考えられる。

そして、原因者との協議が期待できない場合には、行政代執行法第 6 条に基づき、滞納処分を行い、解約返戻金債権から徴収することも検討すべきである。

- d また、上記 c の措置を講じる前提として、原因者が契約している生命保険契約についての情報を得る必要がある。

こうした情報の端緒としては、原因者の預貯金口座の出入金履歴を取得し、生命保険料の引落の有無を確認すること、原因者の所得証明書を取得し、生命保険料控除の有無を確認すること、保険会社に生命保険契約の有無を照会すること等が考えられる。

40 分納誓約の額について【意見】

- a 代執行費用の求償が行われている事案の中に、原因者が、500 万から 600 万円の収入を得ている一方で、毎月 5,000 から 1 万円の分納を行っているに過ぎないものがあった。

県としては、原因者から、収入、支出についての情報を得た上で、原因者と協議を行い、原因者が任意の分納に応じると回答した金額で、求償債務の分納を受けているとのことであった。

中には、原因者が債務整理を行っており、他の債権者に対する返済を行う必要があることを理由として、毎月 5,000 から 1 万円の分納もやむを得ないとの処理を行っている事案もあった。

- b 代執行費用の求償債務については、国税滞納処分の例により徴収することができることとされており（行政代執行法第 6 条第 1 項）、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有するとされている（行政代執行法第 6 条第 2 項）。このように、代執行費用の求償債務は、原因者が負っている他の債務（国税及び地方税を除く）に優先して、徴収がなされるべきものであるとの位置付けがなされている。

また、原因者が得ている給与については、給与所得者の所得税、市県民税、社会保険料、給与所得者と生計同一親族の最低生活費を超える額については、滞納処分の対象となり得るものとされている（国税徴収法第 76 条第 1 項）。

- c 上記 b の点を踏まえると、上記 a の分納額は、低廉に過ぎるきらいがある。

分納額についての協議を行うに当たっては、国税徴収法第 76 条第 1 項の規定等を参照しつつ、分納額の増額を促すべきである。

また、協議の結果、原因者と分納額についての合意を行うことができない場合には、給与等に対する滞納処分も検討されるべきである。

VI 監査結果のまとめ

I～Vの各事業に関し、指摘又は意見を付した事項について、下記のとおり、要約し、これをまとめる。指摘事項は合計12件であり、意見事項は合計28件であった。

I-2 環境行動促進事業

① 地球温暖化防止活動推進員の委嘱手続きについて【意見】

推進員推薦のための面接の結果、委嘱が適切でないと判断された者がいた。

しかし、要綱上推進員の委嘱要件に規定されていない理由で委嘱されなかったものであり、要綱に基づいた委嘱であったか疑問が残るため、委嘱結果と整合するよう要綱に明記すべきである。

I-3 環境学習情報センター運営費

② 決裁文書の代決の運用について【意見】

決裁文書に決裁者である課長ではなく、代決者とされる班長の承認印がなされていたが、事案の内容が重要であると認められるとき等は代決することができないと定められた規則に反しないかを検討した過程を文書上で明らかにすべきであった。

I-5 地球温暖化対策普及事業費

③ 決裁文書の代決の運用について【意見】

②と同様、決裁者ではなく、代決者の承認印のときは、代決者が問題なく代決できる事案であったことを検討した点を文書で明らかにすべきである。

I-6 低炭素社会づくり推進事業

④ 二重の業務委託契約の締結について【指摘】

電気自動車充電設備設置事業について、県は、A社と業務委託契約を締結し、同契約には定期メンテナンスも業務委託の対象としながら、重ねて、B社と定期メンテナンスについての業務委託契約を

締結していた。

このような処理は、県が、B社との関係で、本来A社が負うべき業務委託契約上の責任を負う事態を生じさせかねないものである上、業務委託契約の再委託を制限する規定の潜脱にもなりかねないものである。

II-1 工場・事業場大気規制

- 〔5〕 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について【意見】

いずれの報告書にもチェック欄の記載がないものが発見された。チェック欄の記載が無いと異常が無かったためか、担当者が不在等の理由で確認できなかったのか、後日になれば判然としない。単なるメモではない以上、記載漏れが無いよう努めるべきである。

- 〔6〕 立入検査マニュアルの策定について【意見】

環境省が立入検査マニュアル策定の手引きを作成、配布しており、多くの都道府県でもマニュアル策定が進んでいる。県は立入検査をベテラン職員と若手職員の2名体制で行うことにより、立入検査の実効性を図っているとのことであるが、マニュアル策定にあたり、ベテラン職員の経験的知見を盛り込めば、より継続されやすくなり、深く理解することができるので、検討すべきである。

II-4 アスベスト飛散対策事業

- 〔7〕 立入検査マニュアルの策定について【意見】

〔6〕 の意見と同様である。

II-5 ダイオキシン類等環境調査事業

- 〔8〕 ダイオキシン類の自主測定について【意見】

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者には、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、県に報告することが義務づけられている。報告義務のある施設のうち、一部報告がなかったが、特段の罰則等はない。適正な測定と報告が行

われるため、報告義務が履行されるよう対策を検討すべきである。

II-7 工場・事業場排水規制

9 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について【意見】

5 と同様、記載漏れがないよう努めるべきである。

10 立入検査マニュアルの策定について【意見】

6 と同様、立入検査マニュアルの策定を検討すべきである。

II-8 河川等公共用水域水質監視

11 川の健康診断事業について〈1〉【意見】

近時、時間的な余裕がないことや、川で調査を行う事に対する安全性への懸念などから、参加に積極的な学校が減少しているとのことである。

子どもの頃から身近な自然に触れ、その大切さを学習することは、意識向上の観点から非常に有効であり、調査に参加する意義や効果などを説明していただき、より多くの子どもが調査に参加するよう努めるべきである。

12 川の健康診断事業について〈2〉【意見】

河川水質マップは、県のウェブサイトには、平成27年度版までしか掲載されていないが、水質調査について広く知ってもらうため、毎年継続してウェブサイトへの掲載することが望ましい。

13 伊勢湾におけるCODの環境基準達成率について【意見】

全窒素及び全燐については、ほぼ達成している状況にあるといえるものの、CODの環境基準達成率は低下傾向すらうかがわせる。

環境基準を達成、維持していくため、引き続き、工場、事業場の排水規制に係る指導監督を行うとともに、生活排水対策を推進し、閉鎖性海域である伊勢湾については、水質総量削減計画に基づく対

策を実施し、総合的な水環境改善対策を進める必要がある。

Ⅱ－１０ 土壌汚染対策推進事業費

14 土壌汚染に関する情報公開について【意見】

事業が完了した旨の報告記事には、「関連リンク」として土壌汚染発見時の記事へのリンクが貼られているが、いくつかの事案について、当該リンクが無効になっている。

発見された汚染物質の量など、発見時の記事しか記載されていない情報もあるため、情報公開の観点から、閲覧可能な状態とすることが望まれる。

Ⅱ－１１ 地盤沈下対策

15 指名競争入札という契約方法の選定について【指摘】

地盤沈下対策事業化北勢地域精密水準測量業務委託において、指名競争入札によって、業務委託先が選定されていた。

「建設工事等」のうち、「建設工事」については、一般競争入札に付しているものの、それ以外の測量、調査、設計、製造については、全件、自動的に指名競争入札とされている。

しかし、法第 234 条第 2 項により指名競争入札は、政令で定める場合に該当する場合に限り、できるとされており、政令の規定からすると、全件、自動的に指名競争入札を選定するのは適正でない。

各契約ごとに、法施行令第 167 条の場合に該当するか検討し、契約方法を選定すべきである。

Ⅱ－１３ 水道事業等指導事業

16 計画的な立入検査について【指摘】

県認可の上水道事業等については、「水道立入検査要領」に基づき計画的に立入検査が実施されていたが、専用水道、簡易専用水道及び小規模水道については立入検査計画が策定されておらず、変更や苦情があったときのみ立入検査が行われていた。

専用水道、簡易専用水道等についても、要領で、計画的な立入検査を規定する以上、計画的な立入検査を実施すべきである。

17 検査結果の報告徴収について【意見】

水道事業者等は、水質検査や健康診断を行い、その記録を作成保存しなければならないとされていて、水道事務取扱要領では、水質基準に適合しないときや異常があったときに報告することとされている。

水道の水質が人の健康に直結する可能性があり、異常があったときのみ設置者自らの報告を期待する監視のあり方は十分ではない。

「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しを検討すべきであるとする。

18 水道事業者に対する立入検査における行政指導について【意見】

立入検査において、水道事業者に対して指導を行った場合、文書により通知するとともに、指導事項に対する対応方針を文書により提出することを求めているが、改善指導した事項が改善されず、再び指導をしたものがあったことから、実際に改善指導に従った改善がなされたかどうかの確認を行い、改善されないまま放置されないようにすべきである。

II-15 特定建築物維持管理指導事業

19 報告徴収・立入検査の件数について【意見】

三重県の特定建築物に対する報告徴収・立入検査の回数は、他県と比べ相当低い。報告徴収・立入検査を計画的に行うかどうかなどの方針について、部内で定めたものはないが、三重県における報告徴収・立入検査のあり方を、あらためて関係部署と協議し、検討すべきであるとする。

II-17 浄化槽設置促進事業補助

20 浄化槽に係る補助金について【意見】

県は、あらかじめ次年度の補助金の要望額を各市町に確認したうえで、補助金額を決定している。

しかし、実際の交付した補助金の額は、要望額を大きく下回って、当初予算の55%にとどまっている。両金額が大きく乖離している状況は望ましくなく、現状に即した回答を行うよう周知を行い、指導

の強化も行うべきである。

Ⅲ－1 「ごみゼロ社会」実現推進事業

21 参考書籍購入時の調達方式について【指摘】

担当課は、業務処理の参考資料として、書籍を11冊購入することを計画したが、合計5万円以上となることから法施行令に従い競争入札が行われたものの、入札は不調となった。

そこで担当者は、6冊の発注と5冊の発注に分離し、5万円未満の発注で「少額物品購入」に該当するとして、電子調達システムによる競争入札を回避した。

しかし上記手法は、一定金額以上の契約について、電子調達システムによるものとした調達基準の潜脱であり、不適切といわざるを得ない。

Ⅲ－3 災害廃棄物適正処理促進事業

22 災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成修了要件について【指摘】

人材育成研修の修了要件は、3分の2以上の受講が必要とされているが、3分の2未満の出席率の受講者についても、不参加の講義DVDの視聴完了を口頭にて確認して修了認定証を授与することとされている。そのため3分の1しか受講せず、DVD視聴完了にて修了認定証が交付されている者がいた。

しかし、本研修内容は、大規模災害発生時の対応方針に関するグループワークも大きなウエイトを占めていて、DVDを視聴するだけでは十分な研修効果があるか疑問が残る。本研修の目的及び内容の観点に照らすと、講義全体の3分の1しか参加していない者に修了認定証を授与すべきではなかった。

Ⅲ－4 産業廃棄物適正処理推進事業費

23 産廃許可取消行政処分後における調査不履行【指摘】

愛知県で既に産業廃棄物収集運搬業を営んでいたA社が、他県で許可を既に取得している場合の「先行許可」制度を利用し、三重県にも同許可を申請し、三重県でも許可を得た。その後、A社代表者が廃棄物処理法違反による有罪判決を受けていたことが発覚し、愛

知県での許可が取消された。

同愛知県での許可取り消しを三重県においても覚知したことから、三重県は、他府県における許可取り消しを理由としてA社の許可を取り消した。ただ三重県は、許可申請時に遡って許可が無効となるものではないとして、顛末調査を行っていない。

しかし、A社は、三重県で許可されてから取り消されるまでの約半年間、実質的な欠格事由がある状態で、三重県内で産業廃棄物の収集運搬を行っていた可能性が高い。従って、A社によって行われた県内での収集運搬の実態について、三重県側において何ら調査が行われていない点については、不適切な処理といわざるを得ない。

Ⅲ－5 PCB廃棄物適正管理推進事業

24 公用車フロントガラス飛び石損傷の発生機序について【意見】

公用車フロントガラスに、10mm程度の損傷が発生しているのが見つかったものの、公用車については、使用前後に目視点検が行われ直近の点検時には異常が発見されていなかったことから、県庁駐車場に駐車中に飛び石被害に遭ったものとして処理されている。

しかし、県庁駐車場は、道路幅は狭いうえに行き止まりとなっており、同所を走行する車両の速度はせいぜい時速20km程度と考えられ、フロントガラスを損傷させるほどの飛び石が発生するとは考えられない。従って、本件飛び石被害は、公道を走行中に発生したものと考えられ、公用車使用前後の点検が不十分であったものと思われる。

Ⅳ－1 産業廃棄物監視指導事業

25 県保有車両に対するドライブレコーダー設置の提案【意見】

公用車が中央線を越えた対向車両に接触され、そのまま現場を立ち去られた事故の被害を受けた事案があったものの、加害者を特定できず、被害回復をすることができなかった。

このような事故に備えて、県保有車両にドライブレコーダーを登載すれば、上記事故に限らず、交通事故発生時に加害者の特定や過失割合の確定の役割を果たすことになり、その結果公金支出を減少させる効果が期待される。近時、ドライブレコーダーの低価格化が進んでいることから、その費用対効果は高いものと考えられるの

で、ドライブレコーダーの搭載を検討すべきである。

IV-2 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業

26 ドローン操縦の際の安全確認【指摘】

県職員が廃棄物の状況確認のため、ドローンを用いて空中撮影中、操作ミスで木にドローンを衝突させ損傷させる事故を発生させた。なお、上記事故時には、1名の職員で操縦と撮影を兼務していた。

ドローンについては、それ自体の価格が高価だけでなく、事故が発生した場合、人の生命身体に危害を加える恐れがある。従って、ドローンを用いて撮影を行う場合には、複数の人員で臨む運用を徹底されたい。

27 ドローン活用法について【意見】

廃棄物量の正確な把握のための測量作業は、人員や時間を要するうえ危険を伴う作業であったところ、測量システムを導入したドローンによる測量は、作業員数を削減でき、安全性も向上したとされている。

しかし、測量作業は、行政処分等の準備作業にすぎず、一刻を争うものではなく、ドローンの活用は職員の測量作業の軽減目的よりも不法投棄の未然防止や早期発見といった県民のための目的に重点をおくべきである。

28 不法投棄禁止電柱広告の効果について【意見】

不法投棄禁止電柱広告により効果が期待できるとすれば、比較的悪質性の低い人物に限定されると思われる。

仮に設置するとしても、同広告の目的が高い公益性を有していること、及び山間部の電柱であるため、商用目的の競争相手がほとんど存在しないこと等に鑑み、使用料の無償（又は無償に近い低額）化を要請し、実現しなかったときは、協力いただける住民の家屋や塀等に無償で設置する等、効果に見合った費用による設置方法を検討すべきである。

V-1 環境修復事業費

29 指名競争入札という契約方法の選定について【指摘】

15と同様、全件、自動的に指名競争入札という契約方法を選定するのではなく、個々の契約ごとに、法施行令第167条の場合に該当するかどうかを検討し、契約方法の選定をすべきである。

また、契約方法を執行伺いに記載しておかなければならない。

30 環境生活部競争入札等審査会設置要綱について【意見】

環境生活部競争入札等審査会設置要綱では、物件関係契約については、明確に規定されているが、建設工事等については、「建設工事執行規則その他の定めるところにより審査する」とされているのみであり、その審査する事項、審査対象が明確でないものとなっている。

「建設工事等」における所掌事務・審査対象を明確に規定すべきである。

31 印紙税額の算定について【指摘】

代執行用地として賃借した土地の賃貸借契約書の中に、賃料の総額を契約金額として印紙税額を算定するものがあった。

賃貸借契約においては、権利金等の契約に際して相手方当事者に交付されている金員が契約金額であり、賃料は契約金額には該当しない（印紙税法基本通達第23条第2号）ので、同取扱いは印紙税法の解釈を誤ったものである。

32 水処理施設薬品納入単価契約（平成30年度環境修復事業、桑名市五反田事案支障除去対策事業）に係る入札に際しての入札書比較価格について【意見】

本契約に係る入札書比較価格は、3業者から取得した参考見積書の中での最低金額で決せられる。参考見積書の合計金額は、内訳金額の合計金額の1,000円未満を切り捨てた金額である。県は、入札時も1,000円未満を切り捨てた金額で入札する旨、所定の書式に記載しているというが、それが事業者に徹底されているとは言い難い。本件においては、1,000円未満の金額切捨てをしなかったことが原因で1回目の入札が不成立となり、2回目の入札で1回目の入札価格を約10万

円下回る金額での落札となった。

県による過大支出を抑えるという点からすると落札価額は低くなる方が望ましいとはいえ、それが事業者に対する周知不足を原因とするのであれば、現行の県の運用は望ましいものとはいえず、こうした原因による入札不成立を防止すべく、より事業者への周知を図る等、対策を講じるべきである。

33 設計単価の算定について【意見】

委託業務の設計単価算出に際して、A社からD社の4社の見積もりを取得していた。しかし、実際の設計単価の計算はA社からC社の3社の見積もりから算出されていた。恣意性排除のため、4社の見積もりを取った以上、4社すべての見積もりに基づき設計単価を算出すべきであったと考える。

34 土地賃貸借契約の契約期間について【意見】

土地の賃貸借契約書は、すべて1年とする契約であった。これらの借地については、施工ヤードは工事終了まで必要であり、管理道路はこの事業が終了する令和4年度までは必要とのことであった。

もし仮に地権者が賃貸借契約の更新に応じないこととなれば、令和4年度末までに事業が完了せず、産廃特措法の支援措置が一部受けられないことにもつながりかねない。

このような影響の大きさを考慮し、土地賃貸借契約を1年毎の契約とするか長期継続契約とするかの比較検討過程と結果を文書で残しておくべきである。

35 代執行事業終了後の措置について【意見】

代執行事業終了後に残存する施設について、県は、原因者名義の土地の従物であるため、代執行事業終了後は原因者に帰属するとの理解の元、残存する施設の維持管理については、廃棄物処理法上の区域指定を行った上で、土地の形質の変更を規制すること等を検討しているとのことであった。

しかし、上記措置としては不十分であると思われ、県における実効的な管理行為を可能にする方策を検討すべきである。

36 原因者の相続への対処について【指摘】

原因者が死亡した場合、代執行費用の求償債務は、原因者に一身専属のもので、相続人には承継されないと解されている。県は、相続人と交渉を行い合意に至った場合に限り、相続人が相続した財産から寄附を受けているとのことであった。しかし、原因者の財産から求償債務の回収が徹底されずに、多額の相続財産を残すといった事態があつてはならない。

そこで、原因者に対する求償が適切になされるよう、妥当な分納額についての検証を行うとともに、原因者名義の財産に対する滞納処分を行うこと等も検討されるべきである

また、原因者の生前の段階より差押えを行っておき、原因者の死亡後に国税徴収法第 139 条第 1 項を活用して、滞納処分を行う手段等、原因者の死亡後において求償権を行使するための方策も検討されるべきである。

こうした事案については、今後、適切に徴収を図ることが検討されるべきである。

37 原因者による財産処分への対処について〈1〉【指摘】

原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、財産分与を原因として妻名義に変更した事案があつた。

原因者には目ぼしい資産がなかったことから、上記の財産分与を原因とする名義変更は、過大な財産分与として詐害行為取消の対象となる可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に詐害行為取消等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。

38 原因者による財産処分への対処について〈2〉【指摘】

原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、時効取得を原因として妻名義に変更した事案があつた。

婚姻中の妻が夫とは別個独立の占有を行っていたとは考えがたいことから、上記の時効取得を原因とする名義変更は、不実登記である可

可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に無効登記等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。

39 原因者の生命保険契約について【意見】

代執行費用の求償が行われている事案の中に、資力が乏しいとの理由で毎月 5,000 円から 1 万円の分納を行っている一方、毎月 3 万から 5 万円の生命保険料の支払いを行っているものがあつた。

県は、原因者が死亡した場合には、相続人である親族に対して求償請求を行うことができないとの見解をとっている。そして、生命保険金は、受取人である親族固有の財産となるため、求償権行使の対象とすることができない。結局、原因者が生命保険料を支払い続けることにより、その分、求償権の対象となる財産が減少することとなる。

このように原因者の意思により求償権の対象となる財産を減じられている実態は、極めて不当であり、生命保険契約の解約を求め協議を行うこと、行政代執行法第 6 条に基づき、滞納処分を行い、解約返戻金債権から徴収することを検討すべきである。

40 分納誓約の額について【意見】

代執行費用の求償が行われている事案の中に、原因者が 500 万円から 600 万円の収入を得ながら、分納金は毎月 5,000 円から 1 万円にすぎないものがあつた。

代執行費用の求償債務については、国税滞納処分の例により徴収することができる（行政代執行法第 6 条第 1 項）、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有するとされている（同法第 6 条第 2 項）。また、原因者が得ている給与については、給与所得者の所得税、市県民税、社会保険料、給与所得者と生計同一親族の最低生活費を超える額については、滞納処分の対象となり得るものとされている（国税徴収法第 76 条第 1 項）。

これらの点を踏まえると、上記の分納額は、低額にすぎないきらいがある。国税徴収法第 76 条第 1 項の規定等を参照しつつ、分納額の増額についての協議を行うべきである。また、原因者と分納額についての合意を行うことができない場合には、給与等に対する滞納処分も検討

されるべきである。

第5 その他

本件包括外部監査に関し、監査結果以外の点で報告が必要と認められる事項を、「その他」として、以下に記載する。

1 各事業と簿冊の関連性について

実地監査は、まず、担当課より事業の概要についての説明を受けたうえ、関連する簿冊を示され、同簿冊に綴られた資料を閲覧し、検討する方法で行われる。

ただ、大量の簿冊について、各事業との関連性が必ずしも明確ではないため、各簿冊に綴られた資料の意味を知るのに時間を要してしまうことがある。

そこで各簿冊が、どの事業に、どのように関係するか等、事業との関連性について説明されると、詳細に検討すべきと思われる資料が綴られた簿冊か否かを区別することが可能となり、より効率的な監査が可能になると思われる。

従って、各（細）事業の概要の説明の際、同事業と関連する簿冊について簿冊に番号をつける等して、各事業のどの部分と簿冊○番が関連するかが明らかになるよう各事業との具体的関連性について説明を加えることが望ましい。

2 資料の編綴方法

簿冊に綴られた資料を閲覧し、検討することが、実地監査の主要な内容である。

ただ、簿冊に綴られた資料は大量であるため、これを効率よく閲覧できるようにされるのが望ましい。

例えば、その簿冊の中で重要な資料と参考的な資料に分けて（仕切りをつける等して）編綴することができれば、大量の資料であっても効率的で効果的な閲覧が可能になる。分類を多くすると、担当課に手間や負担がかかることになって実現困難になる可能性があるが、二分程度であれば大きな手間や負担はなく、実現可能と思われる。

従って、簿冊への資料の編綴を、実現可能な程度に簡易に分類することが望ましい。

3 説明を補足する文書

資料を閲覧し、理解できない点や疑問な点等があれば、担当課に質問し、

担当課から詳しい説明を受け検討することも、監査にとって重要である。

ただ、担当課による口頭の説明だけでは必ずしも十分理解できていないこともあり、その結果、監査の前提となる事実を誤認したり、誤った理解に基づき心証を形成することもありうる。

従って、事実誤認等に基づく監査結果となることがないように口頭の説明に加えて補足する説明文書も必要に応じて作成されるのが望ましい。

4 事前意見聴取会の目的と必要性

上記のように、監査においては簿冊に綴られた資料を読み込み、理解できない点等について担当課の説明を受け、検討したうえ監査結果をまとめ、監査報告書を作成する。

しかし、簿冊に綴られた資料だけでは情報が十分でなかったり、前記の通り、疑問点等を担当課から説明を受けても十分理解できず、そのため前提事実を誤認したり、法令解釈を誤ったままの監査結果を記載してしまう可能性があることも否定できない。

そこで、監査報告書の内容を確定する前（事前）に、担当課に監査報告書案を開示し、事実誤認や法令解釈の誤りがないか担当課の意見を聴取する機会を設けている（事前意見聴取会）。

このように、事前意見聴取会は、監査結果が誤ったものとならないよう、事業を熟知している担当課から、前提事実の誤認や法令解釈の誤りがないかのチェックを受けることにより、完成度の高い監査報告とすることを目指すために行われるものである。

しかし、監査報告書が事前の開示されることにより、前提事実の誤認や法令解釈の誤りのチェックに限ることなく、監査結果に承服できない点についてまで、意見を述べる担当者があることは否定できない。

事前意見聴取会は、前記の通り、事実誤認や法令解釈の誤りのチェックを通じて、誤りが認められた場合にはこれを訂正し、監査報告書の完成度を高めるために行われるものである。

従って、監査結果が行政にとって不都合な結果とならないよう変更を求めるために行っているのではないかと県民に疑われ、惹いては監査結果の信頼性が揺らぐことがあってはならない。そのため事前意見聴取会で聴取する意見は、本来の目的である前提事実の誤認及び法令解釈の誤りに限定する等、その運用には十分留意しなければならない。

